

第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和6年度進捗状況評価報告書



国分寺市

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要 | 2 |
| 1 計画の目的 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の性格 | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 5 計画の推進 | 2 |
| 6 計画の基本理念 | 3 |
| 7 計画の目標 | 4 |
| 8 計画の体系 | 6 |
| II 評価の考え方・手法について | 8 |
| 1 評価の目的 | 8 |
| 2 評価者とその役割 | 8 |
| 3 評価の頻度と公表 | 8 |
| 4 評価の方法 | 8 |
| 5 評価結果の報告 | 9 |
| III 男女平等推進委員会からの答申 | 10 |
| IV 施策別推進状況評価 | 15 |
| 課題1 男性中心型労働慣行の見直し | 17 |
| 課題2 女性の活躍の場の拡大 | 21 |
| 課題3 男女平等意識の醸成 | 29 |
| 課題4 男女平等教育の充実 | 34 |
| 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動 | 36 |
| 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 | 38 |
| V 成果目標の達成状況 | 49 |
| VI 参考指標 | 50 |
| VII 参考資料 | 55 |
| 資料No.1 令和7年度会議の開催状況 | 55 |
| 資料No.2 国分寺市男女平等推進条例 | 58 |
| 資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程 | 65 |

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である推進委員会において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行

動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表3人以内、公募市民3人以内、識見を有する者4人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」（以下「推進協議会」という。）により男女共同参画推進施策の調整と推進を行います。

（２）市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（３）国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

（４）行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

（５）配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

（１）性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。

（２）性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

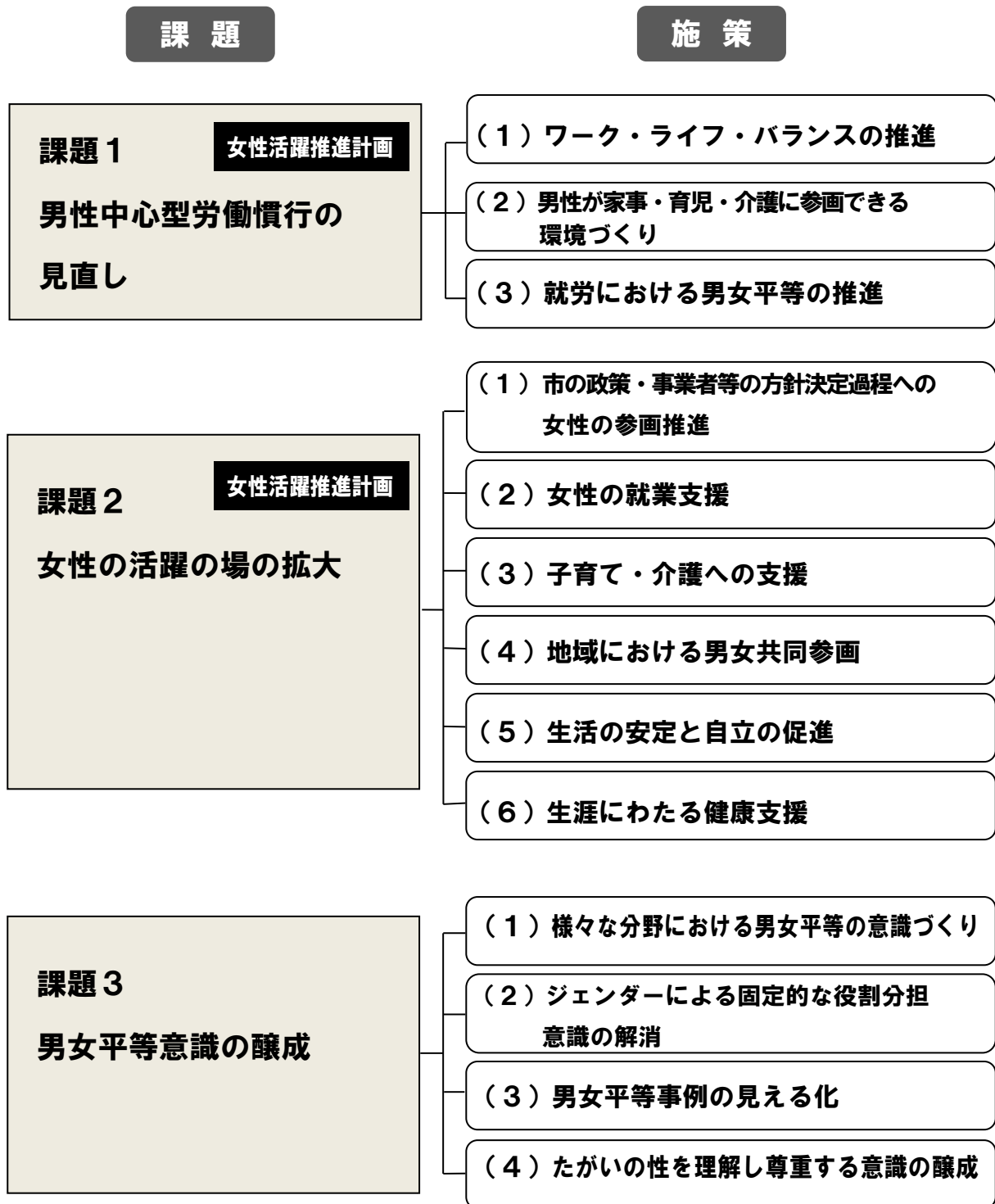
男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

<成果目標>

| 課題 | 項目（データ出典） | 現状 | 成果目標 | | [参考] 国目標（期限） |
|------------------------|---|---|-------------------------------|-----------------------|------------------|
| | | | 中間（期限） | 最終（期限） | |
| 1 | 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 57.4% （平成27年度） | 70% （令和2年度） | 80% （令和6年度） | — |
| | 庁内の男性職員の育児休業取得率 （国分寺市特定事業主行動計画） | 8% （平成27年度） | 15% （令和2年度末） | 20% （令和6年度） | 13% （平成32年） |
| | 庁内の超過勤務の縮減 （国分寺市特定事業主行動計画） | 一人あたり 月 8.3 時間 （平成27年度） | 一人あたり 月 6.4 時間 （令和2年度末） | 特定事業主 行動計画の 目標値 | — |
| | 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 9.9% （平成27年度） | 5% （令和2年度） | 5%以下 （令和6年度） | 5% （平成32年） |
| 2 | 審議会等委員に占める女性の割合 （人権平和課） | 32% （平成27年度） | 40%以上 （令和2年度） | 40%以上 （令和6年度） | 30%以上 （平成32年） |
| | 庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画） | | | | |
| | 管理職（課長以上）に占める女性の割合 | 10.1% （平成27年度） | 15%以上 （平成29年度） | 20% （令和6年度） | 20% （平成32年度末） |
| | 係長職に占める女性の割合 | 28.2% （平成27年度） | 30%以上 （平成29年度） | 35% （令和6年度） | 35% （平成32年度末） |
| | 防災会議の委員に占める女性の割合 （防災安全課） | 9.1% （平成27年度） | 30% （令和2年度） | 30%以上 （令和6年度） | 30% （平成32年） |
| 保育所待機児童数 （子ども若者計画課） | 88人 （平成27年度） | 解消 （令和2年度） | 解消 （令和6年度） | 解消 （平成29年度末） | |
| 3 | 「ジェンダー」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 59.3% （平成27年度） | 70% （令和2年度） | 80% （令和6年度） | — |
| 5 | 「男女平等推進センター」の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 22.8% （平成27年度） | 40% （令和2年度） | 60% （令和6年度） | — |
| 6 | 夫婦間における「平手で打つ」「足でける」 を暴力として「どんなことがあっても許され ない」と認識する人の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 平手で打つ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% （平成27年度） | 100% （令和2年度） | 100% （令和6年度） | — |
| 全体 | 「男女共同参画社会」という言葉の 認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査） | 65.2% （平成27年度） | 100% （令和2年度） | 100% （令和6年度） | 100% （平成32年） |

8 計画の体系



課題

施策

課題4

男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

課題5

男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

課題6

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

Ⅱ 評価の考え方・手法について

1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの評価報告を受けて、附属機関である推進委員会は、専門委員会の報告を確認しつつ専門性を活かし、市民の見地をもった第三者的立場から施策内容に対する評価の妥当性を主眼に審議、評価を行います。

推進委員会の評価、答申を踏まえ、推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織）において、全庁にわたる横断的な推進のため、総合的な見地から推進状況の評価します。評価に当たっては市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすいものとなるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

（1）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

[評価の基準]

A：目標を達成した。 B：目標をほぼ達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

(2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A=6～5点、B=4～3点、C=2～1点、D=0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

(3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進委員会の評価

自己点検票及び専門委員会評価を確認し、専門性を活かし計画の推進状況の評価します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(5) 推進協議会の評価

推進委員会からの評価、答申を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和8年1月20日

国分寺市長

丸 山 哲 平 様

国分寺市男女平等推進委員会

委員長 甲 斐 田 きよみ

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況及び男女平等推進
施策に係る重要事項に関することについて（答申）

令和7年5月13日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗
状況に関すること」及び「男女平等推進施策に係る重要事項に関すること」
について、次のとおり答申する。

記

1 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること

(1) 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号。以下「条例」という。）」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和6年度の進捗状況評価を行った。

(2) 進捗状況評価について

本委員会での令和6年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組まれない。

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や、家事・育児・介護及び就労における男女平等の推進について、講座や交流会等の開催により、どのような効果があったのか、参加者アンケート等による把握や分析に努められたい。
- ・男性の育児休業の取得については、男性職員が育児休業を取得しなかった原因や、取得した期間についても分析するとともに、引き続き長期の育児休業が取得しやすい環境づくりに取り組まれない。
- ・性別に関わらず家事・育児・介護に参画できる環境づくりの取組において、より具体的な効果測定ができるよう数値目標の変更を検討されたい。

課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・積極的な女性の管理職登用及び参画推進について、事業者等への周知をする際は、商工会に加入していない事業者への周知についても検討されたい。
- ・庁内における女性管理職の登用について、研修の実施に加え、登用された女性職員に対する具体的なサポート体制を整備されたい。
- ・防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進について、どちらかの性が40%を下回らないという数値目標の達成を目指し、防災会議委員への積極的な女性の登用に取り組むとともに、施策に女性の視点を取り入れるべく工夫されたい。

課題3 男女平等意識の醸成

- ・男女共同参画に関する情報・学習機会の提供、職員の男女共同参画意識の醸成について、取組によって意識醸成がどの程度図られたのか検証し今後の取組に反映されたい。

課題4 男女平等教育の充実

- ・学校教育の場において、様々な取り組みを行っているが、その効果測定についても検討されたい。
- ・「包括的性教育」の考え方について、学校教育の場でも取り入れることが出来ないか検討されたい。

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・男女平等推進のため、講座開催やその他広報などテーマ等を社会情勢にあわせた内容にする等工夫し、取組んでいることは評価するが、未だ「男女平等推進センター」の認知度が低い現状もある。引き続き、男女平等推進の拠点として「男女平等推進センター」の周知と効果的な活用、機能の充実について取り組まされたい。

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・ 障害者、高齢者、子どもに対するDV・虐待等は、性別により被害の生じ方や影響が異なることを念頭に置き、男女平等推進の視点を取り入れた上で事業実施に努められたい。
- ・ 関係機関の連携強化と二次被害の防止について、事業実績から連携強化の取組について評価する。引き続き取り組まれたい。

(3) 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和6年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが、全体として次の2点を付言する。

- ① 本来の目的である男女平等推進への効果が明確でない目標設定や、目標に対応する実績が記載されていないもの、男女平等推進への効果が十分に検証されていないものも見受けられた。各所管課（室）においては、令和7年度からの「第3次国分寺市男女平等推進行動計画」（以下「第3次行動計画」という。）の事業実施にあたり、男女平等推進の視点から、課題の把握をするとともに、対応取組の結果、男女平等推進への効果を明確に記載し、本進捗評価が男女平等推進施策の進展において有益なものとなるよう努められたい。
- ② 市では、第2次行動計画に基づき男女平等推進施策を展開してきたところであるが、世界からみても、148か国中118位であるジェンダーギャップ指数に代表されるように、日本におけるジェンダー平等の実現は進んでいない状況である。ジェンダーギャップの解消を喫緊の課題と捉え、身近なところから積極的に取り組まれたい。また、「第3次行動計画」を基に、充実した男女平等推進の施策をより有効に進められたい。

2 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること

本委員会では、今年度が「第3次行動計画」初年度であることから、その進捗評価方法その他について議論した。

(1) 進捗評価方法について

「第2次行動計画」の進捗評価にあたっては、実績として男女平等推進との関連が不明瞭なもの、目標と実績が対応していないもの、取組効果の検証が不十分であるものが多数見受けられた。

第3次行動計画の評価では、本進捗評価が男女平等推進施策の進展において有益なものとなるよう、男女平等推進の視点から、対応取組だけにとどまらず、その結果や、それによる男女平等推進への効果を明確に記載、評価できるように工夫されたい。

(2) 事業実施について

各所管課（室）においては、事業実施にあたり、今一度、日頃から男女平等推進の視点が各事業に取り入れられているか見直し、課題の把握を行い、自己評価の際には対応取組の結果、男女平等推進への効果を明確にされたい。

(4) 結びに

国分寺市では、平成20年に国分寺市男女平等推進行動計画を、平成29年に第2次行動計画を、昨年度には第3次行動計画を策定し、男女平等推進に関する施策を総合的に推進してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根深いものがある。

また、家庭生活や地域・社会活動と仕事を両立しやすい環境の整備や、性別に起因する暴力・人権侵害、日常生活などで抱える問題の複雑化・多様化・複合化等、多くの課題も残っている。

今般策定された第3次行動計画を基に、国分寺市において様々な施策が展開され、もって性別にかかわらず誰もが暮らしやすい男女平等社会の実現に寄与することを希望する。

以上

IV 施策別推進状況評価

[基本目標]

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

| 課題 | | 施策 | 評価 |
|----|-------------------|------------------------------|----|
| 1 | 男性中心型労働慣行の見直し | (1)ワーク・ライフ・バランスの推進 | B |
| | | (2)男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり | B |
| | | (3)就労における男女平等の推進 | B |
| 2 | 女性の活躍の場の拡大 | (1)市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進 | B |
| | | (2)女性の就業支援 | B |
| | | (3)子育て・介護への支援 | B |
| | | (4)地域における男女共同参画 | B |
| | | (5)生活の安定と自立の促進 | B |
| | | (6)生涯にわたる健康支援 | B |
| 3 | 男女平等意識の醸成 | (1)様々な分野における男女平等の意識づくり | B |
| | | (2)ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消 | A |
| | | (3)男女平等事例の見える化 | B |
| | | (4)たがいの性を理解し尊重する意識の醸成 | B |
| 4 | 男女平等教育の充実 | (1)学校における人権・男女平等教育の充実 | B |
| 5 | 男女平等に関する広報・啓発活動 | (1)「男女平等推進センター」の活用促進 | A |
| | | (2)男女の人権に配慮した表現の推進 | B |
| 6 | 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 | (1)相談業務の充実と関係機関との連携強化 | B |
| | | (2)DV予防のための取組推進 | B |
| | | (3)被害者の安全確保と自立支援 | B |
| | | (4)人権侵害を予防するための支援 | B |
| | | (5)性犯罪被害者の支援 | B |

| 評価 | 評価の基準 | 令和6年度 |
|----|----------|-------|
| A | 目標を上回った。 | 2 |
| B | 目標を達成した。 | 19 |
| C | 目標達成できず。 | 0 |
| D | 実績がなかった。 | 0 |

令和6年度 施策別事業実績

施策別事業実績の見方

課題1 男性中心型労働慣行の見直し [女性]

■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

| No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動 | | | |
|-----------------------------|--|--|---|
| 事業内容 | 市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。 | | |
| 経済課 | 事業目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。 | 数値目標 講座参加者数50人 |
| | 事業実績 | 令和6年7月19日に東京都労働情報センター多摩事務所と「新しい時代の働き方～これからの職場づくり～」を共催した。参加した30人のうち約92%が参考になったと回答しており、仕事と生活の調和、育児・介護と仕事の両立支援などについて周知することができた。 | 数値実績 講座参加者数30人 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回 |
| | 事業実績 | 国際男性デーにあわせ「パパのためのパートナーシップ講座」や、東京しごとセンター多摩・経済課と共催で、50代からのキャリアデザイン講座などを開催し、男性の家事・育児についての意識啓発、女性の再就職や自身の生活にあわせたキャリアプランを学ぶ機会を提供した。各講座の参加者9割が「満足・大変満足」と回答しており効果的であったと考える。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 8回 |

※事業No.2、No.3省略

市長から諮問を受けた識見を有する者・公募市民等で組織する推進委員会において、客観的な視点から行った施策評価です。

職員で組織する専門委員会の施策評価です。必要に応じてコメントを記載しています。

| 課題1 施策1 施策評価 | | |
|--------------|------------------------------|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | 専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

推進委員会の評価をもとに、総合的な見地から全庁にわたる横断的な推進体制として設置されている推進協議会で行った施策評価です。

■令和6年度 施策別事業実績

課題1 男性中心型労働慣行の見直し〔女性活躍推進計画〕

■施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

| No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動 | | | |
|-----------------------------|--|--|---|
| 事業内容 | 市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。 | | |
| 経済課 | 事業目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。 | 数値目標 講座参加者数 50人 |
| | 事業実績 | 令和6年7月19日に東京都労働情報センター多摩事務所と「新しい時代の働き方～これからの職場づくり～」を共催した。参加した30人のうち約92%が参考になったと回答しており、仕事と生活の調和、育児・介護と仕事の両立支援などについて周知することができた。 | 数値実績 講座参加者数 30人 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回 |
| | 事業実績 | 国際男性デーにあわせ「パパのためのパートナーシップ講座」や、東京しごとセンター多摩・経済課と共催で、50代からのキャリアデザイン講座などを開催し、男性の家事・育児についての意識啓発、女性の再就職や自身の生活にあわせたキャリアアップを学ぶ機会を提供した。各講座の参加者9割が「満足・大変満足」と回答しており効果的であったと考える。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 8回 |
| No.2 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進 | | | |
| 事業内容 | 子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実を図ります。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 | | |
| 職員課 | 事業目標 | ・男性職員の育児休業取得の促進(1週間以上の取得率85%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 | 数値目標 男性職員の育児休業取得率(1週間以上) 新規対象者85%以上 |
| | 事業実績 | ・新規対象者に対し育児休業の勧奨を行い、13名中9名が育児休業を取得(うち7名が1週間以上育児休業を取得)した。 ・10月と1月に庁内向けに子育て介護に関する休暇制度の周知を行った。 | 数値実績 男性職員の育児休業取得率(1週間以上) 新規対象者53.8% |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・ワーク・ライフ・バランスに関する広報を行い、庁内に向けた意識啓発を行う。 ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、庁内周知を行う。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 5回 |
| | 事業実績 | 性別にかかわらず家事・育児に積極的に参画する意識づくりを目指し、国際男性デーにあわせ「パパのためのパートナーシップ教室」を開催し、庁内職員に向けた周知を行った。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランスの広報及び講座開催 3回 |

| No.3 庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進 | | | | |
|-------------------------------|---|---|------|--|
| 事業内容 | 日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組みます。市内事業者等に向けた広報啓発を行い、長時間労働削減を推進します。 | | | |
| 職員課 | 事業目標 | 特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(時間額)の配置によるワークシェアリングを行う。 | 数値目標 | 一人あたりの月超過勤務時間数 6.4時間 |
| | 事業実績 | 当初予測できなかった短期業務について、会計年度任用職員(月額・時間額)の配置によるワークシェアリングを行ったが、目標を達成することはできなかった。 | 数値実績 | 一人あたりの月超過勤務時間数 9.0時間 |
| 経済課 | 事業目標 | ・働き方改革に伴う長時間労働削減等に関する労働相談について、東京都労働相談情報センター多摩事務所と遠隔でつなぐ窓口を開設する。 ・働き方改革に関する情報提供・啓発を行う。 | 数値目標 | 遠隔労働相談の窓口開設回数 48回 |
| | 事業実績 | 東京都労働相談情報センター多摩事務所と連携し、毎週金曜日に市役所に遠隔労働相談窓口を開設した。(開設場所 移転前:市役所第四庁舎 移転後:市役所新庁舎)また、利用促進を促すため毎月市報掲載を行った。 | 数値実績 | 遠隔労働相談の窓口開設回数 50回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ワーク・ライフ・バランスや長時間労働削減に関する広報を行い、市内事業者等に対する意識啓発を行う。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報 3回 |
| | 事業実績 | 国分寺市商工会に、国や都の作成した女性従業員のキャリアアップ事業や、働く女性と労働法のリーフレット等の広報物を送付し、事業者等への情報提供を依頼した。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等によるワーク・ライフ・バランス及び長時間労働削減の広報 1回 |

| 課題1 施策1 施策評価 | | |
|--------------|------------------------------|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | 専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

| No.4 性別に関わらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり | | | |
|------------------------------------|--|--|--|
| 事業内容 | 講座開催等により、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 家事・育児・介護は男女が共に行うものであることを啓発し、多様な家族の実情に応じて、性別に関わらず積極的に携わることが出来る環境を整えます。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・男性も参加できるワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 ・家事・育児・介護はジェンダーに左右されず行われるものであることを、周知啓発する。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催 3回 |
| | 事業実績 | 「女性活躍推進」「ジェンダー平等」をテーマに東京経済大学の学生が作成した研究発表パネルを展示した。国立女性教育会館から書籍を借用し、男性ジェンダーや男性の育休等の展示・貸出を行った。性別にかかわらず家事・育児に積極的に参画する意識づくりを目的とした講座を開催した。参加者同士の交流も活発に行われ、アンケートの結果回答者の100%が「よかった、とてもよかった」と回答しており、男性の家事・育児への参画促進に効果的であったと考える。(パネル展1回・関連図書展示1回・講座開催1回) | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるジェンダー平等の広報及び講座開催 3回 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 妊婦とパートナーを対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスの情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発する。 | 数値目標 第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の数 700人 |
| | 事業実績 | 両親学級において母子保健サービスの情報提供や保健師講和による育児の役割分担について、また、プレママセミナーやわくわくクラス同窓会に参加された先輩ママより育児情報を得ることで、妊婦・パートナーが共に育児を行うものであることを啓発した。妊娠届出数の減少により受講者数が減少している。 | 数値実績 第1子を妊娠中の方のうち、両親学級を受講した方の数 442人 |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | ・地域包括支援センターが開催する家族介護者交流会等を通じて、性別に関わらず積極的に介護に携わる意識を高める。 ・性別に関わらず介護役割を担う人が、家族や地域から孤立化することを防止する。 | 数値目標 家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む) 210人 |
| | 事業実績 | 家族介護者交流会として、各地域包括支援センターが介護者の負担軽減や孤立化防止を目的として開催している。性別に関わらず介護者同士の交流の機会となっている。交流だけでなく、テーマを決めて学ぶ機会も作った。数値目標には達していないが、参加人数は昨年度より増加している。 | 数値実績 家族介護者交流会 延べ参加者数(オンライン含む) 141人 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | 男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。 | 数値目標 土曜日開館児童館 6館 |
| | 事業実績 | 児童館6館で土曜日開館を実施した。土曜日は父親が子どもを連れて来たり、親子と一緒に児童館に来館し子どもの工作を見守る姿なども多く見られた。また、昨年度に引き続き土曜日に料理やたき火等のイベントも実施したことで、多くの親子が参加し楽しんでいった。 | 数値実績 土曜日開館児童館 6館 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。 | 数値目標 こどもの発達センターつくしんぼ 行事に対する父親の平均参加率 85% |
| | 事業実績 | 対象行事は入園式、保護者交流会、保護者講演会、療育参加、合同防災訓練、お別れ会、卒園式の7つ。こども会は児童発達支援センター移行に伴い療育参加に変更。日頃から療育の参加を促しているが平日の参加は1名だった。父親参加総数50名(平均参加率51%)目標数値は下回った。保護者交流会、療育参加、お別れ会は父親の参加が多かったため、引き続き参加のしやすい土・日に行事を設定し、積極的な参加を促していく。 | 数値実績 こどもの発達センターつくしんぼ 行事に対する父親の平均参加率 51% |

課題1 施策2 施策評価

| | | |
|-------|---|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.4(人権平和課)について、講座の回数等の状況を事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 ・事業No.4(子育て相談室)について、実績が下がっており、その理由が事業実績に記載されているが(分母が減っているから実数も減っていると書かれている)、第3次計画の目標は、割合で評価した方が正確に図れるのではないかと検討されたい。 ・事業No.4(子育て相談室)について、目標値が、父親の参加率85%を目指すという指標の見方になっているが、逆に母親の参加率15%という状況を目指すということになるが、それで妥当なのか。実績は父親参加率51%で、父親が50%以上参加されたということなので、男女平等という観点からすれば、それでも妥当なのではないかと。今後指標の設定の検討を。 | B |
| 推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.4(高齢福祉課)について、男女平等推進に対する評価「3」の根拠となる男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。 ・事業No.4(子ども子育て支援課)について、数値目標の変更を検討されたい。 ・評価としては専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策3 就労における男女平等の推進

| No.5 事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供 | | | |
|-----------------------------------|---|---|--|
| 事業内容 | 市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業者への理解を深めます。 | | |
| 経済課 | 事業目標 | ・男女雇用平等に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女雇用平等の各種事業・制度に関する情報提供を行う。 | 数値目標 講座参加者数(1回あたり) 40人 |
| | 事業実績 | 令和7年1月22日及び24日に男女ともに自分らしく仕事でキャリアを重ねるために、定年前後の働き方と制度に関するセミナーを東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。 参加者の約92%が参考になったと回答しており、男女平等推進に向けた各種制度について周知を図ることができた。 | 数値実績 講座参加者数(1回あたり) 72人 |
| 人権平和課 | 事業目標 | 各種制度や女性活躍推進法に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回 |
| | 事業実績 | 男女雇用機会均等月間である6月の市報で、ハラスメントに関する記事を掲載した。また、国分寺市商工会に、東京都実施の女性活躍推進事業や女性と労働法等の広報物を送付し、事業者への周知を依頼した。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等による各種制度や女性活躍推進法の広報 3回 |

| 課題1 施策3 施策評価 | | |
|--------------|------------------------------|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | 専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

課題2 女性の活躍の場の拡大 [女性活躍推進計画]

■施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

| No.6 附属機関の委員における性による偏りの解消 | | | | |
|------------------------------------|--|---|------|---|
| 事業内容 | 各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。 附属機関の特性を分析し詳細な目標値を設定することで、一方の性が原則として全体で4割を下回る審議会等や女性ゼロの審議会等をなくします。 | | | |
| 政策経営課 | 事業目標 | 附属機関の委員構成において、一方の性が原則として全体の4割以上となるよう、令和3年4月1日付けで発出した「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(通達)」及び条例の解釈・運用通知の周知・徹底を図る。加えて、令和2年度中に改正した「国分寺市附属機関等の公募委員候補者の無作為抽出による登録制度実施要綱」に基づき、これまで以上に実効性の高い運用を行う。 | 数値目標 | 附属機関の委員における一方の性の委員の割合 全体の40% |
| | 事業実績 | ・男性委員及び女性委員の構成割合を、それぞれ全委員の4割以上になるよう努める旨を令和3年度から継続して示すとともに、関係各課に対し情報提供や啓発を行った。 ・公募委員候補者の無作為抽出による登録制度の運用により、要綱設置の会議等は目標を達成した(令和6年度の女性委員の割合44.1%)。一方で、指標となっている附属機関は、公募委員に限り目標を達成した(令和6年度の女性委員の割合47.5%)ものの、いわゆる充て職や関係団体からの推薦を受けた者、識見を有する者等を含めると、市で調整することが困難なため、全体では微増にとどまっている。 ・市民意見においては、両性の意見が審議等に反映されており、男女平等推進に一定の効果があったと考えられる。 | 数値実績 | 附属機関の委員における一方の性の委員の割合 全体の32.2% (女性の委員の割合) |
| 人権平和課 | 事業目標 | 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」に審議会の男女比率を掲載し、各課に現状を周知する。 | 数値目標 | 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回 |
| | 事業実績 | 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」において審議会等に占める男女割合を可視化した一覧を掲載した。あわせて同報告書を庁内に示すことでその内容を共有した。 | 数値実績 | 「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回 |
| No.7 庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進 | | | | |
| 事業内容 | 女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。 | | | |
| 職員課 | 事業目標 | ・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討 | 数値目標 | 研修実施回数 年1回 |
| | 事業実績 | 令和5年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。 (対象者279名・受講者14名) | 数値実績 | 研修実施回数 年1回 |
| 経済課 | 事業目標 | ・女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・男女活躍推進法に関する情報提供を行う。 | 数値目標 | 講座参加者数 30人 |
| | 事業実績 | 令和6年6月11日及び13日に「これからの「女性リーダー」育成のための職場づくり～働くママ・パパへの支援の観点から～」を東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。参加した42人のうち約94%が参考になったと回答しており、女性管理職を育成・支援するためのマネジメント手法などを周知することができた。 | 数値実績 | 講座参加者数 42人 |
| 人権平和課 | 事業目標 | 一般事業主行動計画に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回 |
| | 事業実績 | 東京都が開催する、女性従業員のキャリアアップ支援事業の情報を、国分寺市商工会議所に共有し、事業者への周知を図った。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等による一般事業主行動計画に関する広報 1回 |

| No.8 防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進 | | | |
|---------------------------------|--|--|---|
| 事業内容 | 防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。 | | |
| 防災安全課 | 事業目標 | ・防災会議等の政策・方針決定の場に、女性の参画を拡大する。 ・自主防災組織の運営を担う女性防災リーダーを育成する。 | 数値目標 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 38% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 100% |
| | 事業実績 | 任期付き防災会議委員の任期満了時(令和7年6月末)に各団体へ再委嘱の依頼を行う際に、女性職員の積極的な選任を依頼することとしている。市民防災まちづくり学校を修了した7名の女性のうち、市民防災推進委員として認定した女性は4名であった。市民防災まちづくり学校の受講者が32名と昨年より減り、受講生における女性の人数は11名であった。 | 数値実績 ①防災会議委員(任期付き)に占める女性の割合 0% ②市民防災まちづくり学校を修了した女性のうち、市民防災推進委員として認定した人の割合 57% |

| 課題2 施策1 施策評価 | | |
|--------------|--|---|
| 専門委員会 | ・事業No.6について、所管課の評価のとおりとする。 ・事業No.7(人権平和課)について、商工会への周知に加えて、商工会加入事業者以外へも市報、市HP、エックス等で周知していくと良いと考える。 ・事業No.8(防災安全課)について、実績①が0%になってしまっているのが大きな課題。防災会議の中で女性の意見が入らないのは、男女平等の視点からすると問題がある。呼びかけの仕方の工夫や、委員構成も見直して、女性が入る工夫は積極的にしていく必要がある。男女平等に対する評価が「2」で良いのか疑問だが、取り組んでいる部分もあるので、6年度評価は所管課のとおり「2」とする。 | B |
| 推進委員会 | ・事業No.7(職員課)について、目標が研修実施回数になっているが、対象者のうちの受講割合などの方が目標値としては適切と考える。 ・事業No.8(防災安全課)について、事業内容が女性の視点を取り入れるとあるので、委員に女性が入らなくても、他の方法で女性の視点を入れる(女性の声をアンケートとして集めるなど)検討をされたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策2 女性の就業支援

| No.9 女性のキャリア支援 | | | |
|----------------|--|--|---|
| 事業内容 | 庁内における女性管理職の登用を促進します。 キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。 | | |
| 職員課 | 事業目標 | ・部署ごとに職員の性別による偏りがない職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 | 数値目標 研修実施回数 年1回 |
| | 事業実績 | 令和5年度に引き続き、係長及び主任職の女性職員を対象に、キャリア形成を支援することを目的として、キャリアビジョン研修を実施した。 | 数値実績 研修実施回数 年1回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | 女性のキャリア支援に関する広報を行い、事業者等に対する啓発・情報提供を行う。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 1回 |
| | 事業実績 | 「女性活躍推進大賞」「女性従業員のキャリアアップ応援事業」に関するリーフレットやチラシを国分寺市商工会議所へ共有し、関係する企業等への事業周知を推進した。また、庁内掲示板に掲載し、各課事業担当に情報共有を行った。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等による女性のキャリア支援に関する広報 2回 |

| No.10 子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援 | | | | |
|------------------------------|---|---|------|-------------------------|
| 事業内容 | 結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。 | | | |
| 経済課 | 事業目標 | ・女性の就労支援に関連したセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。 | 数値目標 | 講座参加者数 40人 |
| | 事業実績 | 令和6年8月8日及び9日に、働きがいを求めて自分らしく働くための様々な制度(在宅勤務、テレワーク、選択的週休3日制度、副業・兼業、フリーランス、育児・介護との両立支援策)に関するセミナーを東京都労働相談情報センター多摩事務所と共催した。参加者アンケートで「大変参考になった」「参考になった」と回答した受講生は77.8%であり、柔軟に働くための制度の周知につながったことがうかがえる。 | 数値実績 | 講座参加者数 36人 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・結婚・出産・介護等で離職した女性を対象に、再就職への不安や悩みを払拭できるような啓発講座を開催する。 ・起業を目指す女性を対象とした起業講座を開催し、就労以外の働き方があることを周知する。 | 数値目標 | 女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数 5回 |
| | 事業実績 | 東京しごとセンター多摩と共催し、「女性しごと応援キャラバン」を2回開催し、各回セミナーと個別相談会を行った。また、マザーズハローワーク立川のキャリアカウンセラー派遣により、ミニキャリア相談を3回実施した。参加者アンケートでは全員が満足以上の評価をしており、再就職に向けた支援について効果的であったと考える。 | 数値実績 | 女性の再就職支援事業又は起業講座開催回数 5回 |

| No.11 農業における女性の活躍推進 | | | | |
|---------------------|---|---|------|--|
| 事業内容 | 農業委員会等の意思決定の場合への女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。 | | | |
| 経済課 | 事業目標 | 家族経営協定制度について情報提供を行う。 | 数値目標 | 家族経営協定に関する情報について、年1回JA回覧を通じて市内農業者に周知する。 年1回 |
| | 事業実績 | 令和6年12月にJA回覧を通じて市内農業者に周知を行った。家族経営協定の締結数は、令和7年4月1日付けで新規に1件が締結されたことから、令和7年度30件(令和6年度29件)の1増となり、制度周知の効果が確認できた。 | 数値実績 | 家族経営協定に関する情報について、年1回JA回覧を通じて市内農業者に周知する。 年1回 |

| 課題2 施策2 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | 事業No.9(職員課)について、研修実施回数が目標値になっているが、研修受講者の割合を目標値にした方が適切と考える。また、管理職に登用された女性の具体的なサポート体制についても記載されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策3 子育て・介護への支援

| No.12 子育てに関する総合的な支援・相談の充実 | | | |
|---------------------------|--|---|---|
| 事業内容 | 保育所等を整備し、待機児童解消を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、保育従事者の負担に配慮しながら、各種の保育事業の充実に努めます。また、相談事業や情報提供を充実させ、子育て支援の充実に図るとともに、放課後の子どもの居場所づくりの推進に努めます。 | | |
| 子ども若者計画課 | 事業目標 | 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に基づき学童保育所を整備する。このことにより、子どもが安全・安心に過ごせる環境を確保し、保護者が性別の区別や制約なく、子育てをしながら就労し、活躍できる社会を実現するための環境を整える。 | 数値目標 学童保育所定員数 1,552人 |
| | 事業実績 | 公立学童保育所について、施設の狭隘解消と通所児童の保育環境向上を図るため、第三小学校(定員130人)、第十小学校(定員45人)にそれぞれ建設する増築棟の1階に学童保育所の整備を完了させた。なお、民設民営学童保育所については、誘致することができなかった。 | 数値実績 学童保育所定員数 1,419人 |
| 保育幼稚園課 | 事業目標 | 保育コンシェルジュが利用者の個別のニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用者支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。 | 数値目標 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 700件 |
| | 事業実績 | 保護者からの保育所等の入所に関する相談に対し、的確かつ寄り添った助言を行っている。認可保育所・地域型保育・認可外保育所の空き状況を把握し、希望に沿った施設を案内している。心身に障害がある児童や医療的ケアが必要な児童の入所申請には、希望施設等連絡調整を実施し、見学の日程調整・同行見学を行うなど、利用者に寄り添ったサポートをした。 | 数値実績 利用者支援事業(保育コンシェルジュ)の年間相談・支援件数 680件 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | ・子ども家庭支援センターにて、18歳未満の子ども及びその保護者等を対象に、子どもや子育てに関する相談、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。 ・子育て支援サービスを円滑に利用できるよう子育て応援パートナーが、親子ひろば事業や市内の子育て支援活動場所を定期的に巡回し、子育てに関する相談を受け、サービスの情報提供、助言等の援助を行う。 | 数値目標 ①子どもに関する総合相談の新規受理件数 600件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 750件 |
| | 事業実績 | 総合相談の新規受理件数は目標を200件ほど下回ったが、受け付けた相談については、多岐にわたる複雑かつ複合的な内容となってきた。昨年同様、関係機関との協力連携等により、目標は達成できている。子育て応援パートナー事業については、市民への広報活動を積極的に進めたことで相談件数が増加し、個別のニーズに応じたサービスの情報提供等を行うことができた。また、関係機関との連携を強化したことにより、関係機関との情報共有による相談件数が増加した。巡回件数:928件、相談内訳:サービスの問い合わせ等251件(24.5%)、親自身の悩み183件(17.9%)利用者の情報共有260件(25.4%) | 数値実績 ①子どもに関する総合相談の新規受理件数 391件 ②利用者支援事業(子育て応援パートナー)の年間相談・支援件数 1,023件 |

| No.13 介護者への支援 | | | |
|---------------|--|--|---------------------------------|
| 事業内容 | 介護保険制度等の適切な利用により介護負担を軽減します。地域包括支援センターを中心とした講座や相談会の開催、介護人材の確保及び介護休暇の定着により、介護を社会全体で支える環境を整えます。 | | |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | 介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を行う。 | 数値目標 介護保険制度パンフレット発行部数 3,300冊 |
| | 事業実績 | 介護保険制度パンフレットを発行し、各地域包括支援センターや高齢福祉課窓口に配架することにより、介護保険制度の普及・利用促進を図り、男女差なく利用でき、個人の介護負担軽減に寄与する介護サービスの周知を行うことができた。 | 数値実績 介護保険制度パンフレット発行部数 3,300冊 |

| 課題2 施策3 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | ・事業No.12(子ども若者計画課)について、定員数以外の目標を検討されたい。 ・事業No.12(保育幼稚園課、子育て相談室)について、数値目標は相談件数以外の目標を検討されたい。 ・事業No.12(保育幼稚園課)について、保育コンシェルジュの男女比が分かれば記載されたい。また、目標として障害のある子に対応した保育園の拡充等についても検討されたい。 ・事業No.13(高齢福祉課)について、介護負担の軽減や、介護を社会全体で支える環境を整えるという事業内容なので、パンフレット発行部数以外への数値目標の変更を検討されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策4 地域における男女共同参画

| No.14 男女共同参画の視点による市民活動の支援 | | | |
|---------------------------|--|--|---|
| 事業内容 | 市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくります。 広報啓発や団体活動の場の提供等により、誰もが活躍できる市民活動を支援します。 | | |
| 協働コミュニティ課 | 事業目標 | ・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。 | 数値目標 ①市民活動フェスティバルの実施1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行1回 |
| | 事業実績 | 市民活動フェスティバルは、各団体が活動場所で開催する分散開催に加え、新たに参加全団体によるブース展示・体験を行うオープニングフェスタを開催した。男女平等参画を活動分野とする2団体及び市と協働事業により男性の育児参加を推進している2団体の参加もあり、団体活動のPRや活動の場の提供等を行った。市民活動センター登録団体情報冊子を令和6年5月に発行した。 | 数値実績 ①市民活動フェスティバルの実施1回 ②市民活動センター登録団体情報冊子の発行1回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・講座アンケートによる要望等をふまえ、男女共同参画講座を開催する。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター(エックス)等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 3回 |
| | 事業実績 | 各種記念週間や国際記念日にあわせ、「男女共同参画(参加者34名)」「DV防止講座(参加者34名)」「男女平等推進センター登録団体と共催の講座(参加者62名)」等の講座を開催し、市報・ホームページ・Xによる各種広報を実施した。各講座実施の際は、センターの案内やパネル展示を行い、センター事業の周知を行った。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター(エックス)等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 6回 |
| 公民館課 | 事業目標 | ・地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。 ・公共施設予約システムの完全実施を目指す。 | 数値目標 講座終了後にグループ化した数10 |
| | 事業実績 | 各館において、グループ化できそうな講座において、積極的に進めたが、目標数値には届かなかった。 | 数値実績 講座終了後にグループ化した数8 |

| No.15 地域活動への参画促進 | | | |
|------------------|---|---|------------------------------------|
| 事業内容 | 自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、誰もが参画できるように広く意識啓発を行います。 | | |
| 協働コミュニティ課 | 事業目標 | 自治会・町内会連絡会を開催し、広く市政情報の提供を行いながら、地域活動の促進や、意識啓発につなげる。 | 数値目標 自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回 |
| | 事業実績 | 第1回を令和6年5月30日及び6月1日に、第2回を令和6年10月19日に開催した。行政や官公庁から自治会・町内会に有益な情報提供を行い、かつ前年度に引き続きオンラインでの出席を可能としたことで、参加の選択肢が増え、好評を得た。より多くの団体参加により、女性の活動の場の拡大や地域コミュニティの活性化に寄与することができた。 | 数値実績 自治会・町内会連絡会開催回数(書面開催を含む) 2回 |

| 課題2 施策4 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | ・事業No.14(協働コミュニティ課、公民館課)について、昨年度の推進委員会からの評価に、男女平等推進に対する効果を実績に記載されたいとあるが、記載がない。事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 ・事業No.14(人権平和課)について、男女平等に対する評価が、5年度は「3」になっているが、6年度は「2」に下げている。事業実績に、男女平等推進への効果を追記すれば、評価は「3」が相当である。【➡事業実績に追記済】 | B |
| 推進委員会 | ・事業No.14(協働コミュニティ課)について、事業実績から成果が読み取れるので、男女平等推進に対する評価「3」、総合評価「A」が相当である。 ・事業No.14(公民館課)について、事業実績から男女平等推進に対する評価が読み取れないため、男女平等推進に対する評価「1」、総合評価「C」が相当である。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策5 生活の安定と自立の促進

| No.16 高齢者や障害者、日本語を母語としない女性への支援 | | | | |
|--------------------------------|--|---|------|---|
| 事業内容 | 高齢者や障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握や必要な支援を行い、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 情報の多言語化を進め、必要とする外国人に生活や教育のサポートを行う。また、国際理解・国際交流イベントや講座を実施する。 | 数値目標 | 市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 900 |
| | 事業実績 | 前年と同様の事業を実施した。翻訳した市報記事には、就学援助やHPVワクチン、親子ひろば、保育所・学童保育所への入所方法などの情報が含まれ、また、学校での保護者面談等にボランティア通訳の派遣を行い、主に母親が担う子育て等の情報提供を行った。なお、数値目標について、令和5年12月に市ホームページをページごとに翻訳する機能を追加したことで多言語ページへのアクセスが減少した可能性がある。 | 数値実績 | 市ホームページ・多言語ページへのアクセス数(月平均) 323 |
| 障害福祉課 | 事業目標 | ・障害者の一般就労の機会の拡大を図ります。 ・障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。 | 数値目標 | 障害者就労支援センター登録者数 295人 |
| | 事業実績 | 就職後の職場定着支援の利用者が年々増え続けており、就職後は職場でのトラブルを未然に防止し、解決するために職場を訪問し、利用者、家族及び事業主に対し必要な助言や調整を行った。 | 数値実績 | 障害者就労支援センター登録者数 318人 |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | ・高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な支援体制を構築する。 ・国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進を図る。 | 数値目標 | 地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会) 140回 |
| | 事業実績 | 各地域包括支援センターの担当区域で小地域ケア会議を開催し、地域課題の抽出や選別を通して包括的な支援体制の構築を推進するとともに、個別支援会議からも地域課題把握や地域の支えあいの向上に努めている。数値目標は達成していないが、必要な会議は開催されている。 | 数値実績 | 地域ケア会議各種会議開催数(親会議、小地域ケア会議、個別支援会議、専門部会) 100回 |

| No.17 ひとり親家庭の生活安定と自立支援 | | | |
|------------------------|---|---|---|
| 事業内容 | 相談事業の実施に加え、生活自立支援やホームヘルプサービス派遣により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進します。 | | |
| 生活福祉課 | 事業目標 | ・母子及び父子・女性福祉資金貸付、ひとり親家庭自立支援給付事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立のための支援を行う。 ・「ひとり親家庭のしおり」の配布及び相談時に活用することにより、事業周知を行う。 | 数値目標 ①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回 |
| | 事業実績 | 母子及び父子・女性福祉資金事業については10月1日号、ひとり親家庭自立支援給付金事業については12月1日号市報へそれぞれ掲載し事業周知を実施した。また、児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを7月に送付、10月15日から10月31日及び12月15日から1月14日の期間で、ぶんバスのつり広告での周知も実施した。あわせて「ひとり親家庭のしおり」を4月に更新し、市HPへ掲載、関係各課から希望者に配付するとともに市HP上の「ひとり親課程のしおり」にアクセスするための「二次元コードカード」の配架・配布、母子・父子自立支援員との随時の相談際、制度について説明をしながら配付した。8月の児童扶養手当現況報告提出期間中にひとり親相談窓口の時間延長及び休日開庁を行い事業の周知を実施した。 | 数値実績 ①国分寺市市報へ掲載 年1回 ②児童扶養手当受給世帯を対象に制度のチラシを送付 年1回 ③ぶんバスつり広告 年1回 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。 | 数値目標 毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握する。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行う。あわせて市報でも制度の周知を行う。 |
| | 事業実績 | 申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋げた。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。 | 数値実績 毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握した。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行った。あわせて市報でも制度の周知を行った。 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活安定と自立支援を図る。 | 数値目標 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数 15世帯 |
| | 事業実績 | 関係機関と連携しながら事業周知に努め、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、自立支援を目標としたサービス提供を行った。 | 数値実績 ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用世帯数 12世帯 |

| 課題2 施策5 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | ・事業No.16(人権平和課)について、目標と実績が乖離している状況。事業実績に記載してあるとおり、個別のページで翻訳ができるようになったが、今後の目標はどうするのか。現在市HP自体見なくなっている話もあるため、目標設定を検討されたい。 ・事業No.17(子育て相談室)について、目標達成していないので、「1」ではないか。この目標は超えた方が良い数字なのか疑問だが、機械的に評価するなら「1」とする。 | B |
| 推進委員会 | ・事業No.16(障害福祉課、高齢福祉課)について、日本語を母語としない方がどのくらいいたのか、サポートがどのくらい届いているのかについても分析されたい。 ・事業No.17(全体)について、男女平等推進にどう影響しているのかと男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策6 生涯にわたる健康支援

| No.18 生涯を通じた健康支援 | | | |
|------------------|--|--|--|
| 事業内容 | 広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組みます。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・女性の疾病や健康をテーマとした講座を開催する。 ・講座参加者や相談窓口利用者から健康上の相談があった場合は、庁内関係機関と連携し対応する。 | 数値目標 講座開催及び庁内関係機関との連携 2回 |
| | 事業実績 | 男女平等推進センター登録団体と共催で話し方講座を開催した(参加者62名)。健康にも繋がる正しい発声方法を学び、自分らしく生き生きと活動できるようなエンパワーメントを目指す事を目的とし、アンケート提出者の9割が「とてもよかった、よかった」と回答があり効果があったと考える。 | 数値実績 講座開催及び庁内関係機関との連携 1回 |
| 健康推進課 | 事業目標 | 健康講座の開催、市報やHP、ポスター掲示、チラシや啓発グッズの配架等による情報発信を行い、女性特有の健康課題について正しく知り理解を推進するための啓発を行う。 | 数値目標 ①乳がん検診受診率 10.6% ②子宮がん検診受診率 9.5% |
| | 事業実績 | ・健康講座について、メンタルヘルス講座では、「女性ホルモンによるこころのゆらぎ」について精神科医からの講座、また、女性の健康週間に先立ち専門医より子宮がん講座を開催した。3月1日号市報(ハルスアップ通信)に女性の健康週間記事掲載を行った。 ・乳がん検診は、市西側地域の利便性向上が課題になっていたため、令和7年度からの実施医療機関を拡充した。 | 数値実績 ①乳がん検診受診率 8.3% ②子宮がん検診受診率 10.0% |

| No.19 妊産婦への支援 | | | |
|---------------|--|---|---|
| 事業内容 | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。 | | |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 妊婦を対象に保健師等がゆりかご・こくぶんじ面接を実施。妊娠期から子育て期にかけ(妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等)電話・訪問等で母子の相談を実施する。 | 数値目標 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている と回答した割合 (市民アンケート結果より) 72% |
| | 事業実績 | 出産・子育て応援事業を通して、伴走型相談支援を継続的に行うことで切れ目のない支援につなげることができた。また、各事業において妊娠期から子育て期の家庭に対し、家庭内での役割分担や関係性について等の相談を実施した。 | 数値実績 「保健センター」が子どもに関する相談場所であることを知っている と回答した割合 (市民アンケート結果より) 77.6%(暫定値) |

| 課題2 施策6 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | 事業No.18(健康推進課)について、検診受診率の目標指標で良いのか。事業実績に講座開催等記載があるため、目標設定を検討されたい。 | B |
| 推進委員会 | 事業No.18・19(全体)について、目標設定や、数値目標について、男女平等推進の観点から検討されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

課題3 男女平等意識の醸成

■施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

| No.20 男女共同参画に関する情報・学習機会の提供 | | | | |
|----------------------------|--|---|------|------------------------------------|
| 事業内容 | 男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。 自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。 | | | |
| 市政戦略室 | 事業目標 | 市報・ホームページ・SNS等あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する広報活動を行っていく。 | 数値目標 | 男女共同参画に関する広報 2回 |
| | 事業実績 | 男女共同参画講座、男性対象の男女共同参画講座、国際ガールズデー企画、女性の就職相談会、第3次男女平等推進行動計画の策定に向けたワークショップについて、市報記事として掲載した。全戸配布している市報に掲載したため、多くの市民の目に触れることとなり、男女共同参画の意識啓発につながった。 | 数値実績 | 男女共同参画に関する広報 5回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・男女共同参画推進に関する広報を行い、市民の意識づくりを推進する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を開催する。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 10回 |
| | 事業実績 | 「男女共同参画」、性別役割分担意識解消を目的とした「国際男性デー企画講座」、女性のエンパワーメントに関する「国際ガールズデー企画ワークショップと講座」等の講座5回、新規書籍の購入・配架2回、パネル展示3回実施した。同時に市報・ホームページ・Xによる各種広報を12回行った。また、男女共同参画の促進に向けた活動団体の施設使用料免除(年度分を1回)などの活動支援を行ったほか、登録団体との共催により市民向け講座(1回)を実施した。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等による男女共同参画の広報及び講座開催 24回 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | 性別を意識しない教育環境を整える。 | 数値目標 | 環境整備のための職員間共通認識のための会議 1回 |
| | 事業実績 | 4月・9月・1月に全体合同会議を行い、施設間の情報共有を行った。性別を意識しないような子どもたちへの言葉かけや施設での配慮についてなど職員間で共有することができた。 | 数値実績 | 環境整備のための職員間共通認識のための会議 3回 |
| 公民館課 | 事業目標 | 一人ひとりを大事にしなが、生き生きと暮らせる社会を目指すため、保育・託児付き講座を実施し、自主的に活動する意思のある子育て世代の学びを支援する。 | 数値目標 | 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施する。110回 |
| | 事業実績 | 幼い子を持つ保護者向けの講座は勿論、世代間を超えて講座を開催する際に保育付きや託児の講座を広く開催したこと、また、複数回開催する講座を保育付き等にしたことにより、幼い子を持つ保護者の参加が増加したことにより目標数値を超える数値となった。 | 数値実績 | 全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施する。138回 |
| 図書館課 | 事業目標 | ・6月の「男女共同参画週間」、11月の「女性に暴力をなくす運動」に関連図書の展示を行い、意識を高める。 ・関係資料の配布・掲示を行い、ライツこくぶんじ情報の周知を行う。 | 数値目標 | ①関連図書の展示冊数 190冊 ②関連図書の貸出回数 260回 |
| | 事業実績 | 男女共同参画や女性への暴力の関連本(分類367.2～367.6)を新たに48冊受入れ、利用者に貸出しできるようにし、市民が学ぶ機会の提供に努めた。6月の「男女共同参画週間」(138冊)、11月の「女性に暴力をなくす運動」(115冊)期間に展示し、昨年度より大幅に多い資料の展示を実施した。令和6年度の関連図書の貸出数は目標に届かなかったが、来館者が図書を手に取って読んでいたり、コーナー前に足を止めている光景も見られ「男女平等の意識づくり」を進められた。「ライツこくぶんじ」については、製本以降(No.51)から最新号までをファイルにまとめて貸出しできるようにし、引き続き学びの機会の充実に努めた。 | 数値実績 | ①関連図書の展示冊数 253冊 ②関連図書の貸出回数 236回 |

| No.21 職員の男女共同参画意識の醸成 | | | |
|----------------------|---|---|--|
| 事業内容 | 職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女共同参画意識を醸成し、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。 | | |
| 職員課 | 事業目標 | <ul style="list-style-type: none"> ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 | 数値目標 ①ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する年1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する 年2回 |
| | 事業実績 | <ul style="list-style-type: none"> ワークライフバランスの意識啓発を図るため、「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。 令和6年10月及び令和7年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。復命書より、「かなり有効だった」、「ある程度有効だった」と回答した職員が91.7%であり、意識醸成に有効だったと考える。 「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。 | 数値実績 ①ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する年1回 ②東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する 年2回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | <ul style="list-style-type: none"> 新任職員研修や広報連絡員会議に参加し、男女共同参画意識を持つことの重要性を伝える。 職員研修を開催し、参加者アンケート等を通じて職員意識の把握を行う。 | 数値目標 新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催 3回 |
| | 事業実績 | 新任職員研修や広報連絡員会議において、表現のガイドライン(改訂版)を活用し、ジェンダー平等を意識した情報発信を行う重要性を伝えた。また、各種市民向け講座を庁内掲示板への掲載等により、職員参加の勧奨を行い、職員の男女平等推進に対する啓発を図った。また、性の多様性職員研修を実施し、参加者の94%が「とてもよかった・まあまあよかった」と回答しており、職員の意識醸成を図ることができたと考える。 | 数値実績 新任職員研修・広報連絡員会議への参加及び講座開催 3回 |

| 課題3 施策1 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 事業No.20、21(全体)について、昨年度推進委員会の評価に、男女平等推進に対する効果、「男女平等の意識づくり」を施策としているため、取組によって意識醸成がどの程度図られたのかを含めて事業実績に記載されたいとあるが、記載がない。事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 事業No.20(人権平和課)について、広報及び講座の開催とあるが実施回数24回は講座と広報の回数の内訳が読み取れないため、講座・広報の各回数を事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 事業No.21(職員課)について、男女平等推進に対する評価が「3」とあるが、効果や意識醸成がどの程度図られたのか記載がないため、「3」で良いのか疑問。事業実績に記載されたい。 | B |
| 推進委員会 | 事業No.20(図書館課)について、事業実績から、男女平等推進に対する評価は「3」、総合評価「A」が相当である。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

| No.22 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消 | | | |
|-----------------------------|---|--|---|
| 事業内容 | 講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・ジェンダーに関する広報を行い、市民に対する意識啓発を行う。 ・ジェンダーに関する講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 3回 |
| | 事業実績 | ジェンダー平等について考える「男女共同参画週間講座(参加者34名)」、性別にかかわらず家事・育児に積極的に参加する意識づくりのための「国際男性デー企画講座(参加者7名)」、年齢・性別で二重に差別を受ける女子のエンパワメントを図る「国際ガールズデー企画ワークショップと講座(参加者親子2組)」「国際女性デー企画講座(参加者62名)」と講座を4回開催し、各講座の広報を計11回市報・市HP、SNSで広報した。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び講座開催 15回 |

| 課題3 施策2 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | ・事業No.22(人権平和課)について、講座の回数等を事業実績に記載されたい。【▶事業実績に追記済】 ・目標設定の際、同じ指標でいくのであれば、数値目標を上げて良いのではないかと検討されたい。 | A |
| 推進委員会 | 専門委員会の評価のとおりとする。 | A |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | A |

■施策3 男女平等事例の見える化

| No.23 男女平等参画への取組の見える化 | | | |
|-----------------------|--|---|--|
| 事業内容 | 男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・男女平等推進センターの事業内容を広報し、市の男女共同参画の取組を市民に周知する。 ・国や都、他自治体の取組を収集し、広く情報発信を行う。 | 数値目標 市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回 |
| | 事業実績 | 男女共同参画週間、国際ガールズデーにあわせてパネル展示を行った。展示には国や都・国分寺市の事業を記載し、展示の開催を市報・市HPにより広報を実施した。 | 数値実績 市報・HP・ツイッター等によるジェンダーの広報及び企画 3回 |

| 課題3 施策2 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | 所管課の評価のとおりとする。 | B |
| 推進委員会 | 事業No.23(人権平和課)について、パネル展示では、見た人の数がある程度分かるような工夫を検討されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

| No.24 たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供 | | | | |
|--------------------------------|---|---|------|--|
| 事業内容 | 男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」を普及します。性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催 2回 |
| | 事業実績 | 若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを市内公立中学校全校生徒に配布した他、市内・接市の高校・大学や市内施設へ配布・配架した。また、デジタル性暴力防止・人権侵害防止のための保護者向けメディアリテラシー講座を開催し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供した。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの広報及び講座開催 1回 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | 児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。 | 数値目標 | 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 30回 |
| | 事業実績 | 利用者協議会等に加え、各種大会など幅広い年齢の児童が集まりコミュニケーションを取れるイベントが増えたことで、目標値を上回って達成することができた。話し合いの場では児童館のルール等の話し合いも行われ、互いを尊重する意識が高まった。 | 数値実績 | 男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 135回 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての市立小・中学校において、作成された人権教育全体計画及び年間計画に基づく指導が行われ、性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供することができた。また、研究校の取組事例を共有し、指導に生かすことができた。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| No.25 多様な性への理解促進 | | | | |
| 事業内容 | 幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。 | | | |
| 職員課 | 事業目標 | ・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。 ・同研修の資料について全庁的な周知を行う。 | 数値目標 | ①新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。年1回 ②研修資料の全庁的な周知を行う。年1回 |
| | 事業実績 | ・新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を実施した。(新任研修受講者20名(男性9名・女性11名)) ・同研修の資料をイントラネットに掲示し、周知を図った。 | 数値実績 | ①新任研修において多様な性への理解促進をテーマとした研修を行う。年1回 ②研修資料の全庁的な周知を行う。年1回 |
| 防災安全課 | 事業目標 | 男女の視点や多様な性に配慮した避難所運営の確立 | 数値目標 | 学校講座及び防災訓練等における啓発回数 各1回 |
| | 事業実績 | 親子が防災について学ぶ「防災フェスタ」を10月6日(日)に都立武蔵国分寺公園で開催し、参加市民人数は、2,100人であった。第43回市民防災まちづくり学校第8回(共助力Ⅱ:11月9日実施)において、あんどつりす先生による「多様な性への配慮と地域の人材の活用」をテーマに講座を行い、多様性に関する市民理解を促した。また、アンケートを実施し、21名から回答があり、大変良かった・良かったが10名、普通が2名、無回答が9名であり、効果的な内容であったと分析される。 | 数値実績 | 学校講座及び防災訓練等における啓発回数 各1回 |

| | | | | |
|-------|----------|---|----------|---------------------------|
| 人権平和課 | 事業 目標 | ・パートナーシップ制度を周知し、制度の認知をきっかけとした多様な性への理解を促進する。 ・多様な性やジェンダーをテーマとした講座を開催し、意識啓発を行う。 | 数値 目標 | パートナーシップ制度の周知及び講座開催 5回 |
| | 事業 実績 | ・前年に引き続き、多摩地域若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業に参加し、東京レインボープライドにブース出展(ブース来場者数1,750名)し、市の支援施策について周知を図った。 ・性の多様性やパートナーシップ制度を広く啓発するため、男女平等推進センター、並木公民館、cocobunjiプラザホワイエにおいてパネル展を実施した。 ・市内職員に向け、性の多様性職員研修(受講者17名)を実施した。 | 数値 実績 | パートナーシップ制度の周知及び講座開催 5回 |
| 学校指導課 | 事業 目標 | 市立小・中学校は、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用し、多様な性への理解促進に資する教職員向けの研修を行う。 | 数値 目標 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| | 事業 実績 | すべての市立小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」等を活用した教職員向けの研修が行なわれ、多様な性への理解が促進された。また、各校の人権教育を担当する教員が、他地区の人権尊重教育推進校の研究発表会に参加し、取組を学ぶとともに、校内に還元し、教職員の理解が進んだ。 | 数値 実績 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |

| 課題3 施策4 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | ・事業No.24(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。研究校の取組事例を共有し、指導に生かすことができたというところは評価できるため、男女平等推進に対する評価は前年度同様「3」が相当である。 ・事業No.25(防災安全課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。 ・事業No.25(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。 | B |
| 推進委員会 | ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・事業No.24・25(学校指導課)について、事業実績の記載から、一定取組を評価することができるので、第3次計画では数値目標の変更を検討されたい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

課題4 男女平等教育の充実

■施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

No.26 男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進

| | | | | |
|-------|--|---|------|--------------------|
| 事業内容 | 各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。 | | | |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校は、人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、人権教育推進委員会の作成するリーフレット等を活用した授業を実施するとともに、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の実現を目指した取組(生徒と教員が学年の枠を超えて対話する「ハートフル面談」や、みんなが気持ちよく過ごせるような言葉かけをしようとする意識を高める「あたたかい言葉スタンプラリー」等)を実施し、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

No.27 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導

| | | | | |
|-------|--|---|------|--------------------|
| 事業内容 | 職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。 | | | |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校は、キャリア教育全体計画を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 各学校の教育課程に、キャリア教育の全体計画とともに年間指導計画まで作成・活用を位置付け、各学校では、作成した年間指導計画に基づき、職場体験や持続可能な社会の実現に向けた取組など、キャリア教育の充実を図った。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

No.28 教職員への男女共同参画に関する研修の実施

| | | | | |
|-------|---|--|------|--------------------|
| 事業内容 | 教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。 | | | |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校は、服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して、教育の場における男女共同参画を推進する。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、計画的に服務事故防止研修が実施された。また、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を取り上げるなど、教職員の意識向上を図った。具体的には、各学校における服務事故防止研修でセクシャルハラスメント等に係るテーマを取り上げるとともに、月1回程度開催する校長連絡会において、服務事故の事例を共有し、その内容を踏まえ、校長を中心に各学校で教職員全体の意識向上を図った。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

| No.29 児童・生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発 | | | |
|------------------------------|--|--|------------------------------|
| 事業内容 | 男女平等推進センターにおいて啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。学校教育の場においても、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の意識醸成を図ります。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 市内都立高校等へのリーフレット及び講座チラシ配布等により、若年層に対する男女共同参画意識の啓発を行う。 | 数値目標 市内都立高校等へのリーフレット配布 3回 |
| | 事業実績 | 市立中学校全学年に、デートDV防止リーフレット「大切なところからだを守るために」を作成・配布した。高校生以上に向けては、リーフレットと電子データを市内及び隣接市の高校・大学・専門学校や市内公民館・図書館・児童館等に配布し周知を依頼した。また、男女共同参画講座について、チラシや電子データを市内・隣接しの学校へ送付し周知と参加依頼を実施した。 | 数値実績 市内都立高校等へのリーフレット配布 3回 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校は、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識醸成を図る。 | 数値目標 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料や東京都の「人権教育プログラム」等を活用しながら、市内15校すべての小・中学校において、学校の実態に応じた男女共同参画に関する意識啓発の取組が行われ、児童・生徒の意識醸成を図ることができた。具体的な取組として、中学校の標準服においてスラックスの選択制、保健体育科の授業での男女共習など、各学校が意識醸成を図った。 | 数値実績 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

| 課題4 施策1 施策評価 | | |
|--------------|--|---|
| 専門委員会 | 事業No.26、27、28、29(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。事業実績の書き方が例年同じ。前年度と変わらないのであれば、男女平等推進に対する評価も「2」とする。「3」と評価するには、前年度と比べてどのようなことをしたのか、事業実績に具体的に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 | B |
| 推進委員会 | 専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

■施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

| No.30 男女平等推進センターの周知と機能充実 | | | | |
|--------------------------|---|---|------|--|
| 事業内容 | 市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知します。また、男女共同参画 社会実現のための広報啓発や相談事業等により、機能充実に努めます。啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・男女共同参画の拠点となる男女平等推進センターの周知を行う。 ・男女平等推進センター主催講座等を開催し、講座への参加を広く募る。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 10回 |
| | 事業実績 | 各種国際デー・週間等の時期にあわせ、センター主催の講座を8回実施するとともに、女性の再就職支援の相談会を3回実施した。また、講座の実施の際には、センター実施事業の紹介のパネル展示を設置した他、性の多様性や女性のエンパワメント促進に関するパネル展示を行いセンター事業の周知活動を行った。講座には延べ264人の参加がありセンターの男女平等推進事業の啓発につながった。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等による男女平等推進センターの広報及び講座開催 12回 |

課題5 施策1 施策評価

| | | |
|-------|---|---|
| 専門委員会 | 事業No.30(人権平和課)について、男女平等推進に対する評価は、事業実績から前年度同様の「3」と評価できる。 | A |
| 推進委員会 | ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・男女平等推進にどう影響を与えているのかということも事業実績に記載されたい。 | A |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | A |

■施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

| No.31 メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実 | | | | |
|------------------------------|--|--|------|---------------------------------------|
| 事業内容 | 様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。 また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・メディア・リテラシーに関する講座を開催し、用語の解説も含めた啓発を行う。 ・人権をテーマとした講座を開催し、いかなる理由があっても人権侵害は許されないものであることを周知する。 | 数値目標 | 市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回 |
| | 事業実績 | デジタル性暴力防止・人権侵害防止のための保護者向けメディアリテラシー講座を開催し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供した。開催にあたり、市報・市HP・SNSにより講座開催の周知を行った。SNSにおける「自撮り被害」に関する注意喚起を掲載した中学生向けデートDV防止リーフレットを市立中学校に配布した。 | 数値実績 | 市報・HP・ツイッター等によるメディア・リテラシーの広報及び講座開催 5回 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校は、情報活用能力を育成するため、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実に努める。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、教育課程にICTを活用した学習活動の工夫を位置付け、確実に実施した。また、各校の担当者で構成する情報教育推進委員会において、先進的な取組等を共有し、所属校で還元し、情報活用能力の育成に向けた取組につながった。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| 公民館課 | 事業目標 | メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。 | 数値目標 | メディア・リテラシーを学ぶ講座を実施する 2回 |
| | 事業実績 | 人権をカテゴリーとする講座開催において、各館による講座において、メディア・リテラシーについて、触れる機会を持ったが、目標数値を達成することはできなかった。 | 数値実績 | メディア・リテラシーを学ぶ講座を実施する 1回 |

| No.32 男女共同参画の視点による表現の推進 | | | | |
|-------------------------|--|--|------|--|
| 事業内容 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。 | | | |
| 市政戦略室 | 事業目標 | 広報連絡員を中心に、ガイドラインを周知し、職員一人ひとりが男女共同参画に関する視点を持てるよう徹底していく。 | 数値目標 | 広報連絡会議を1回以上開催し、ガイドライン等を周知 1回 |
| | 事業実績 | 広報連絡会議に替えて、動画による全職員を対象とした広報研修を実施した(受講者702人)。動画には、人権平和課職員による男女共同参画の視点から考える公的広報の表現ガイドラインの説明を内容に盛り込み、広報における男女共同参画の視点について全庁的に周知した。 | 数値実績 | 広報連絡会議を1回以上開催し、ガイドライン等を周知 1回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | 新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、活用を促す。 | 数値目標 | 庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知 3回 |
| | 事業実績 | 新任職員研修や広報連絡員会議において、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介し、市の広報物を作成する際の留意事項について説明した。前年同様数値実績は未達だが、各課の広報物作成時に担当者からの人権平和課への問合せがあり、庁内における意識醸成に効果があったと考える。 | 数値実績 | 庁内掲示板・職員研修等での「男女平等の視点による表現のガイドライン」周知 2回 |
| 公民館課 | 事業目標 | 公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。 | 数値目標 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認しながら編集を行う 12回 |
| | 事業実績 | 毎月15日号の公民館だより「けやきの樹」を発行するにあたり、毎回各館より担当が集まり編集会議を実施し、「男女平等の視点による表現のガイドライン」を踏まえ確認しながら年間12回の公民館だよりを発行した。 | 数値実績 | 「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認しながら編集を行う 12回 |

| 課題5 施策2 施策評価 | | |
|--------------|--|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.31(人権平和課)について、事業実績から時代に合わせてやっていることが読み取れるため、評価が高くてよいのではないかと検討されたい。 ・事業No.31(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。 ・事業No.31(公民館課)について、継続的にやっていく大切さはあるが、事業実績に時代に合ったものが記載されると評価しやすい。 ・事業No.32(公民館課)について、目標設定が、学校指導課の市内小中学校の目標と同じ。「2」以上の評価がありえない目標設定になっているので、発行回数等に変更してはどうか検討されたい。 ・評価方法を、数値目標のところに「最大」というところを入れることができるのであれば、最大15校で評価「3」にしてもよいのではないかと検討されたい。 | B |
| 推進委員会 | 事業No.31(学校指導課)について、ICTの活用が男女平等推進にどのような影響を与えたかという記載がない中での「3」という評価は難しいため、男女平等推進に対する評価は「2」とする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

■施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

| No.33 相談・支援事業の充実 | | | |
|-------------------------|--|---|--|
| 事業内容 | 男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。DVやストーカー等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組みます。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・相談窓口についてHPやツイッター、リーフレットにより周知を図る。 ・相談員のスキルアップのために各種研修に参加し、相談担当者間で情報共有を行う。 | 数値目標 相談員対象の各種研修に参加6回(DV、犯罪被害者等支援、児童虐待、LGBT等) |
| | 事業実績 | ・男女平等推進センター主催講座開催時は、センター事業を説明し、多様な相談先があることを周知した。 ・男女平等推進センターの相談事業担当者が、東京ウィメンズプラザ主催の相談対応について学ぶ研修等に参加し、男女平等推進やDV防止に関する最新の情報収集・研鑽を行った。 ・日頃より庁内女性相談支援員と情報共有を実施した。 | 数値実績 相談員対象の各種研修に参加12回(DV、犯罪被害者等支援、児童虐待、LGBT等) |
| No.34 関係機関の連携強化と二次被害の防止 | | | |
| 事業内容 | 相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | DV防止連絡会を開催し、所管課とDV被害者への対応等について迅速かつ確実に支援ができるよう情報交換を行い連携強化を図る。 | 数値目標 DV防止連絡会の開催 3回 (内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) |
| | 事業実績 | DV防止連絡会を3回実施し、DV案件の相談があった場合の各種窓口へつなぐフロー図の作成や、つなぐ際の確認事項について確認した。また、基幹系システム変更による関係部署の対応について共有を行った。窓口対応における注意点について職員研修を実施し、委員を含む職員のスキル向上に効果があったと考える。 | 数値実績 DV防止連絡会の開催 3回 (内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 妊娠期から出産・育児において、妊産婦や乳幼児の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し切れ目のない支援を実施します。 | 数値目標 関係機関連携件数(実数) 180件 |
| | 事業実績 | 各種事業において妊産婦や乳幼児の状況を把握し、DVや児童虐待等(夫婦喧嘩やDVの目撃など性別に起因する暴力等含む)関係機関連携が必要な方に対し、積極的に連携を行うことで再発防止や未然防止が図れている。児童福祉部門との課の統合により、連携が速やかに行え、切れ目のない支援が更に行える環境が整備できた。 | 数値実績 関係機関連携件数(実数) 246件 |
| 生活福祉課 | 事業目標 | 関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。 | 数値目標 関係機関との連携数(延数) 380件 |
| | 事業実績 | 令和5年度に引き続き子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済搾取に関する相談を受け、子育て相談室や高齢福祉課との連携を実施したが、DVに関する相談件数が減少した結果、調整件数も減少した。必要時に相談者の状況に応じて関係機関と連携し、被害者の手続負担軽減に取り組んだ。 | 数値実績 関係機関との連携数(延数) 403件 |

| | | | | |
|--------|------|--|------|--------------------------------|
| 障害福祉課 | 事業目標 | ・養護者による障害虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護、養護者に対する支援等の課題解決に向け、関係機関との連携を進めます。 ・個別の課題に応じて解決に向けた取組みを進めます。 | 数値目標 | 虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数各1回 |
| | 事業実績 | 令和6年7月12日に虐待防止ネットワーク実務者会議、10月28日に同代表者会議を開催した。高齢分野が関連する案件も増えていることから高齢分野のネットワーク会議と合同で開催し、(性別に起因する暴力等を含む)虐待防止、早期発見、早期対応のための連携強化を行った。障害者の権利を擁護する上では、ジェンダーの視点を踏まえ、虐待の防止、早期発見・対応を行うことで、性別に起因する暴力の防止にもつなげた。 | 数値実績 | 虐待防止ネットワーク実務者会議、同代表者会議の開催回数各1回 |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | 地域におけるネットワークを構築し、虐待やDV被害者である高齢者に対して適切な支援を行う。 | 数値目標 | 虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数各1回 |
| | 事業実績 | 障害福祉課と共催で障害者及び高齢者虐待防止に関するネットワーク会議を対面形式で開催した。専門機関や関係機関の代表者により、個別ケースの報告や各機関からの支援状況を共有することで、虐待(性別に起因する暴力等を含む)の早期発見や早期対応に向けたネットワークの構築に努めている。 | 数値実績 | 虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の開催回数各1回 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。 | 数値目標 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数年5回 |
| | 事業実績 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会では、就学児・未就学児に分けて要保護児童全件の進行管理を行っており、児童虐待(性別に起因する暴力等を含む)を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。 | 数値実績 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数年5回 |

| 課題6 施策1 施策評価 | | |
|--------------|--|---|
| 専門委員会 | 事業No.34(障害福祉課、高齢福祉課、子育て相談室)について、前年度推進委員会から会議の開催が男女平等推進とどのように結びつくのか、効果とあわせて事業実績に記載されたい、とあるが、記載がない。事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 | B |
| 推進委員会 | ・事業No.34(人権平和課、子育て相談室)について、事業実績から男女平等推進について効果があったということが読み取れるため、評価は「3」とする。 ・その他専門委員会の評価のとおりとする。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策2 DV予防のための取組推進

| No.35 広報啓発活動による暴力予防 | | | | |
|--------------------------------|---|---|------|---------------------|
| 事業内容 | 講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・講座の対象者やテーマに合わせて開催方法を検討し、講座開催について関係機関等にも周知を行う。 ・市内各所にリーフレットを配架やHPやツイッターなどを利用してDVについての理解を促進する。 | 数値目標 | DV防止啓発講座 3回 |
| | 事業実績 | DV防止啓発講座として「離婚を考えている人のための法律講座(参加者11名)」「家族関係の心理学講座(参加者23名)」を開催した。デジタル性暴力防止・人権侵害防止のための保護者向けメディアリテラシー講座(参加者親子2組)を開催し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供した。 | 数値実績 | DV防止啓発講座 3回 |
| No.36 若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発 | | | | |
| 事業内容 | 近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。 また、ストーリーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 学齢期及び若年層に対し年齢層に合わせた内容のデートDVリーフレットを市内各学校に配布し、校内放送や出張講座の開催等によりデートDVへの認識を深める。 | 数値目標 | 校内放送及びリーフレット配架 1回 |
| | 事業実績 | 中学生向けデートDV防止リーフレット「大切なことからだを守るために」を市立中学校の1～3年生全生徒に配布した(2,530部)。また、高校生以上向けのリーフレットを1,200部配布した(近隣大学、市内高校、専門学校、市内公共施設等)。市内中学校1校で出前講座を実施した。 | 数値実績 | 校内放送及びリーフレット配架 1回 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | 児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。 | 数値目標 | 小中高生対象行事実施回数 12回 |
| | 事業実績 | 中高生向けイベントを多く実施することで、行事実施回数は目標値を上回って実施することができた。中高生の利用が増えたことで、職員と中学生との話し合いの場も増え、児童館のルールについて話し合うとともに、人間関係についての悩み相談等もできる場となっていた。 | 数値実績 | 小中高生対象行事実施回数 84回 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 各学校の実態を踏まえ、DVやデートDVに関する資料等を活用しながら安全教育を計画的に実施する。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、東京都の「安全教育プログラム」等を活用しながら、危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成に向けて、計画的に指導が行われた。また、男女平等推進センターが作成したデートDVに関する資料を全中学校で配布し、生徒への啓発を図った。具体的には、各学校でセーフティ教室を開催し、所管の警察署と連携し、児童・生徒が犯罪に巻き込まれないための身の守り方、異性紹介サイト等に関わった具体的事例と危険性等の犯罪被害防止について学び、意識啓発を図った。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |

| No.37 学校教育における暴力予防に関する教育 | | | | |
|--------------------------|---|--|------|--------------------|
| 事業内容 | 学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。 | | | |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校では、自他を大切にす豊かな心を育み、暴力やいじめを許さない強い意志を持ちながら生活できるよう、いじめ予防授業等の取組を実施する。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、各校の実態に応じたいじめ予防授業等の取組を確実に実施するとともに、児童会・生徒会フォーラムを通して、自他を大切にす心を育むことができた。具体的には、「特別の教科 道徳」の授業でいじめ問題を取り上げたり、いじめの未然防止につながるあいさつ運動や心が温まったことばを紹介し合う仲良し月間の設定など、各学校において取組が一層進んだ。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

| 課題6 施策2 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.35(人権平和課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。 ・事業No.36(子ども子育て支援課)について、数値目標に対して実績は大幅に上回っているため、数値目標を検討されたい。 ・事業No.36、37(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価も事業実績から効果が読み取れないので「2」とする。【➡事業実績に追記済】 | B |
| 推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・事業No.36(子ども子育て支援課)について、事業実績に、人間関係についての悩み相談等とあるが、多様な性の理解と人権を尊重するということに関わっているのが不明。関わりが分かるように記載されたい。 ・事業No.36(人権平和課)について、事業目標に、校内放送や出張講座の開催等によりデートDVへの認識を深めるとあるが、実際に行ったのか。行ったのであれば事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策3 被害者の安全確保と自立支援

| No.38 DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応 | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|
| 事業内容 | 子どもの健診、学校・保育園等での生活や相談対応を通じ、DV・虐待被害者を早期発見します。また、被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。 一時保護に対応できる制度や環境を整備し、保護を求める被害者の安全を確保します。 | | |
| 契約管財課 | 事業目標 | ・休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。 ・近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。 | 数値目標 近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。継続 |
| | 事業実績 | 休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意を図るように引き続き当直警備員に徹底を図った。 | 数値実績 近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。継続 |
| 人権平和課 | 事業目標 | DV防止連絡会及び要保護児童対策地域協議会において、所管課と情報を共有して子どもと親それぞれに対する支援を行うために連携を図る。保護者への女性相談窓口の周知のため、学校と保育園にリーフレットを配架する。 | 数値目標 学校及び保育園へのDVリーフレットの配架 1回 |
| | 事業実績 | 若年層へのデートDV防止啓発リーフレットを以下のとおり配布した。 中学生向け「大切な心と体を守るために」2,560部(市内公立中学校1~3年生)保育園に配架する保護者向けのリーフレットは、最新の情報に更新し、配架した。 | 数値実績 学校及び保育園へのDVリーフレットの配架 1回 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 妊娠期から子育て期における様々な要因により精神的な不調を抱えている方に対し、精神科医の相談を実施し、育児不安の軽減・虐待予防を図ります。 | 数値目標 親と子の相談室開催数 4回 |
| | 事業実績 | 保健師活動や乳幼児健診等の母子保健事業等で把握したDVや虐待の被害者、精神的な不調を抱えている方が、親と子の相談室において精神科医にこころの状況などを相談する機会を提供し、DVや性別に起因する暴力等の再発防止や未然防止が図れている。また、保健師活動における精神科医からのスーパーバイズとして相談を利用し、市民相談希望者増加により回数を増加させた。 | 数値実績 親と子の相談室開催数 6回 |
| 生活福祉課 | 事業目標 | 関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保します。 | 数値目標 関係機関との連携数(延数) 380件 |
| | 事業実績 | 令和5年度に引き続き子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済搾取に関する相談を受け、子育て相談室や高齢福祉課との連携を実施したが、DVに関する相談件数が減少した結果、調整件数も減少した。必要時に相談者の状況に応じて関係機関と連携し、保護を求める被害者の安全を確保した。 | 数値実績 関係機関との連携数(延数) 403件 |
| 保育幼稚園課 | 事業目標 | 日常的な子どもの観察や関わりの中で、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努める。 | 数値目標 ①登園状況の確認及び日々の観察 290日 ②身体測定 12回 |
| | 事業実績 | 園児の登園時の観察等の実施や支援家庭にかかる関係機関との状況確認等を的確に行うことで、児童虐待の防止とDV・虐待被害者の早期発見の仕組みを構築した。 | 数値実績 ①登園状況の確認及び日々の観察 290日 ②身体測定 12回 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 子ども家庭支援センターにて、児童虐待の通告等を受け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。 | 数値目標 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 年5回 |
| | 事業実績 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会では、就学児・未就学児に分けて要保護児童全件の進行管理を行っており、児童虐待(性別に起因する暴力等含む)を未然に防ぎ、深刻化防止に努めた。 | 数値実績 要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会開催回数 5回 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。 | 数値目標 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| | 事業実績 | 学校指導課では、市内小・中学校の教員を対象とした児童・生徒虐待防止研修を実施し、教員の資質・能力向上に努めた。さらに市内15校すべての学校において、校内で教職員向けの児童・生徒虐待防止研修を実施した。また、学校は、スクールソーシャルワーカーと連携し、虐待の早期発見・早期対応が適切に行われた。 | 数値実績 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |

| No.39 DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底 | | | | |
|-------------------------------|--|--|------|---|
| 事業内容 | 住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。 | | | |
| 市民課 | 事業目標 | 住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。 | 数値目標 | 支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応について必要とされる措置を全件対応する。全件対応 |
| | 事業実績 | DV・虐待等の被害者からの申出に基づいて、住民基本台帳事務処理要領に規定される支援措置(本人以外に対する住民票・除票・戸籍の附票の交付制限、他課連携、固定資産所在団体への情報連携、情報提供ネットワークシステム内の情報保護)を実施した。支援措置実施については、2名以上の担当者間で確認しながら迅速に対応を行い、適正に被害者の安全確保を図った。DV等の相談を受けた際は、支援措置の制度について案内を行う他、内容に応じて関係課と連携をとりながら相談部署を案内し、適正な支援を実施できるよう対応した。 | 数値実績 | 支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応について必要とされる措置を全件対応した。全件対応 |
| 人権平和課 | 事業目標 | DV防止連絡会を開催し、情報漏洩等の事故防止のため所管課とDV被害者への対応等について情報交換、認識を共有し連携強化を図る。 | 数値目標 | DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) |
| | 事業実績 | DV防止連絡会を3回実施し、庁内の情報共有を行った。また、DV案件が発生した際の各窓口へ繋ぐフロー図確認、関係機関(警察)とも支援について確認・情報連携を行った。 | 数値実績 | DV防止連絡会の開催 3回(内1回は関係機関との情報交換会も兼ねる) |
| 保険年金課 | 事業目標 | 確実な事務処理及び職員の更なる意識向上により、外部の問合せに対する徹底した安全確保を行う。 | 数値目標 | DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故 件数 0件 |
| | 事業実績 | 令和7年1月基幹系システム変更に伴い、市民課が管理する支援措置者情報が直接基幹系システム全体を更新する方法に変更された。旧システムでは、各課のシステムで入力するまでは、対応することができなかったものが、即時連携が可能になり、併せて該当する情報を参照する際にも、参照理由入力が必要となった。これらにより情報漏洩に係る安全性が向上した。 | 数値実績 | DV・虐待等の被害者支援情報に係る漏洩事故 件数 0件 |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | 高齢者虐待により居所を秘匿している方の情報管理の徹底を図る。 | 数値目標 | 虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の参加機関数 74 |
| | 事業実績 | 「8050問題」に起因するほか、警察通報から把握するケースが増加している。加えて家族の疾患、夫婦間での関係性や家族が抱える課題、経済的な問題等について支援が必要な事例が増加し、関係機関との連携が増えている。 | 数値実績 | 虐待防止ネットワーク実務者会議及び代表者会議の参加機関数 82 |
| 子ども子育て支援課 | 事業目標 | 住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うため情報管理を徹底し、被害者の安全確保に取り組む。また、外国人や高齢者・障害者などに配慮した情報提供を行う。 | 数値目標 | 被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行う。 |
| | 事業実績 | 被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で情報共有を行ったうえで適切に取扱いをした。 | 数値実績 | 被害者の安全確保の観点から取扱注意情報について担当内で適切に共有を行った。 |

No.40 高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者への配慮

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 事業内容 | 高齢者や障害者、日本語を母語としない被害者に配慮した情報提供を行い、適切な支援を行います。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 各分野の所管課及び関係機関と連携を図り、必要に応じて支援できる体制を整備し、相談しやすい環境づくりを行う。 | 数値目標 相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架 1回 |
| | 事業実績 | DV防止リーフレット(一般向け)に外国人相談窓口を記載し、二次元コードの読み取りにより直接情報にアクセスできるよう工夫した。また、やさしい日本語対応のDV相談窓口周知用リーフレットを作成した。 | 数値実績 相談者にわかりやすいリーフレットの作成及び各関係施設への配架 1回 |
| 障害福祉課 | 事業目標 | 障害者が自立した生活を営むことができるよう、相談支援や必要な支援を行います。 | 数値目標 地域活動支援センター I 型相談支援件数 23,000件 |
| | 事業実績 | 市内3か所ある地域活動支援センター I 型を受託する事業所において、来所、訪問、電話、メール等により障害者や障害者の家族等からの相談に対応し、不安の解消・情緒の安定や障害福祉サービスの利用、生活技術に関する支援他様々な支援を行った。 | 数値実績 地域活動支援センター I 型相談支援件数 27,680件 |
| 高齢福祉課 | 事業目標 | 地域住民や民間事業者とのネットワークを構築して、緩やかな地域での見守りを実施することで、高齢者の異変を早期に発見し、適切な支援を行う。 | 数値目標 地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数 652件 |
| | 事業実績 | 前年度より件数は減少しているが、地域住民や関係機関等から高齢者の姿が見えないことによる心配の声や、高齢者の家族からも訪問ができないため心配であるとの相談は入っている。そのため、地域包括支援センターによる支援や緩やかな見守りについても関係機関と連携しながら取り組んでいる。 | 数値実績 地域包括支援センターの関りによって見守りにつながった件数 968件 |

No.41 被害者の自立支援

| | | | |
|-------|---|---|---------------------|
| 事業内容 | 各種制度の活用や関係機関との連携により、被害者の自立や心理的な安定、回復を支援します。 | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 | 数値目標 DV相談件数 40件 |
| | 事業実績 | 女性の悩みごと相談・カウンセリング相談でオンライン相談を可能とし、申込方法も窓口・電話・電子申請で行い、相談者の利便性を高めた。 | 数値実績 DV相談件数 59件 |
| 生活福祉課 | 事業目標 | 被害者に対する自立支援を行います。 | 数値目標 DV相談件数 150件 |
| | 事業実績 | 精神的暴力・経済的搾取に関するものが主な相談内容となっている状況が続いている。相談者のおかれている状況や内容に応じて複数回相談を行っているが、切迫した相談内容が減少した結果、相談件数が減少した。 | 数値実績 DV相談件数 68件 |

| 課題6 施策3 施策評価 | | |
|--------------|---|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.38(保育幼稚園課、子育て相談室)について、前年度、推進委員会より男女平等推進に対する効果を事業実績に記載されたいとあるが、記載がない。事業実績に記載されたい。【▶事業実績に追記済】 ・事業No.38(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。 ・事業No.39(子ども子育て支援課)について、数値目標の記載の仕方を変更できないか。継続等の記載に変更を検討されたい。 ・事業No.41(生活福祉課)について、分母の数が把握できないことなので評価が難しい。事業実績を見ると良いことだが、目標に対する評価が「1」になるのはどうなのか。第3次計画での評価方法の変更を検討されたい。 | B |
| 推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.38(人権平和課)について、相談窓口の周知が目的であればもう少し幅広く配っても良いのではないかと。配布方法を検討されたい。 ・事業No.38(契約管財課)について、事業実績の書き方が、継続して行っていくことではなく、確保できたのであれば、1件確保できた等実績を記載されたい。 ・事業No.38(保育幼稚園課)について、事業実績に、防止に務めるだけではなく、安全を確保するところまで記載されたい。 ・事業No.39(保険年金課)について、情報漏洩はあってはならないことであり、事業実績に書く内容ではない。情報漏洩に係る「被害者の」安全性がというような主語が分かる文章を記載されたい。また、目標についても男女平等推進との関係が不明。目標を検討されたい。 ・事業No.39・40(全体)について、男女平等推進に対する評価が「2」となっているが、根拠が不明。男女平等推進にどう影響しているのか事業実績に記載されたい。 ・事業の評価をする際に、男女平等推進のために日頃気を付けて業務を行っているかということをチェックする契機にしてほしい。また、男女平等に関しての目標であるため、事業目標に掲げていることを念頭におき、その結果を事業実績として正確に報告してほしい。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

■施策4 人権侵害を予防するための支援

| No.42 セクシュアル・ハラスメントの防止の取組 | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| 事業内容 | 様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。 | | |
| 職員課 | 事業目標 | ・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る。(新規採用職員向け/管理職向け/全職員向け/計 年3回)。 | 数値目標 研修実施回数 年3回 |
| | 事業実績 | 新規採用職員に対してハラスメント指針の周知を図った。 管理職向けハラスメント防止研修(参加者54名)及びその他職員向けハラスメント防止研修(参加者17名)を実施した。 | 数値実績 研修実施回数 年3回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | 市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。 | 数値目標 市報・HP・情報誌等での周知 1回 |
| | 事業実績 | 男女共同参画週間の期間にあわせ、市報・HPにおいて性別に基づくハラスメント防止について掲載し、各種相談窓口の紹介を行った。ジェンダーハラスメントをテーマにした書籍を図書資料室に配架し、おすすめ書籍コーナー、市HP、エックスで紹介した。 | 数値実績 市報・HP・情報誌等での周知 1回 |
| No.43 災害時の人権侵害防止 | | | |
| 事業内容 | 災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。 | | |
| 防災安全課 | 事業目標 | 災害時における避難所での犯罪発生を防止する。 | 数値目標 講習会及び防災訓練において避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 各1回 |
| | 事業実績 | 令和6年10月6日、防災フェスタの防犯まちづくり委員会ブースにて避難所での防犯について情報提供を行った。令和6年11月24日、ひかりプラザにて、防犯リーダー養成講習会のなかで災害時の防犯講話を実施し、女性に対する暴力の防止について学んだ。 | 数値実績 講習会及び防災訓練において避難所での犯罪発生防止に係る講座及び情報提供の回数 各1回 |
| 人権平和課 | 事業目標 | ・市報やHPにより災害時の人権侵害について広報を行う。 ・災害時に避難場所等に掲示する性暴力防止のための啓発や相談窓口周知のためのポスター等を作成する。 | 数値目標 市報・HP・情報誌等での周知 1回 |
| | 事業実績 | 国立女性教育会館より、男女共同参画と防災を学ぶ書籍を借用し、おすすめ書籍コーナーに配架・貸出、市エックスで紹介し、啓発を行った。 | 数値実績 市報・HP・情報誌等での周知 1回 |
| 課題6 施策4 施策評価 | | | |
| 専門委員会 | 事業No.43(人権平和課)について、講座を開催していないのなら、男女平等推進に対する評価は「1」とする。 | | B |
| 推進委員会 | ・事業No.42(全体)について、ハラスメントの防止に繋がったのか、もう少し丁寧に事業実績に記載されたい。 ・事業No.42(職員課)について、研修に参加した人数を事業実績に記載されたい。【➡事業実績に追記済】 ・事業No.43(人権平和課)について、事業実績の書き方を工夫し、追記すれば、男女平等推進に対する評価は「2」として良いのではないかと。【➡事業実績に追記済】 | | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | | B |

■施策5 性犯罪被害者の支援

| No.44 性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動 | | | | |
|---------------------------|---|---|------|--|
| 事業内容 | 性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | 若年層を含めたあらゆる世代に対しインターネットを利用した性被害など性的な暴力の傾向やワンストップセンターなどの相談窓口の周知を行う。 | 数値目標 | 「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催 1回 |
| | 事業実績 | 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」「子どもの虐待防止月間」に、シンボルカラーの電飾で国分寺駅北口の歩道をライトアップした。また、DV防止、性暴力防止のポスター・メッセージツリーを展示した。国際ガールズ・デーに合わせ、親子参加のワークショップでシンボルカラーの意義などを紹介するとともに、デジタル性暴力防止・人権侵害防止のための保護者向けメディアリテラシー講座を実施した(参加者親子2組)。参加者全員が「よかった、とてもよかった」と回答され意識醸成に効果的と考える。 | 数値実績 | 「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展等イベントによる周知、性暴力防止に関する講座開催 3回 |
| 子育て相談室 | 事業目標 | 子どもからの相談を受け付ける「子ども専用相談電話」の周知を図る。 | 数値目標 | 「こそでんカード」配布場所 市内小・中学校 |
| | 事業実績 | 子どもが自由に相談できる「子ども専用相談電話」を周知するため、市内全公立小中学校を訪問した。イラストなどを用いて、子ども専用相談電話の使い方を説明したこそでんカードを作成し、訪問の際、全校生徒に配布し、校内放送で事業の周知を図った。 | 数値実績 | 「こそでんカード」配布場所 15校 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校では、性犯罪被害に関する国や都の資料及び市の取組等を活用しながら、学校の実態に応じた取組を実施する。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、東京都の「人権教育プログラム」や文部科学省の「生命の安全教育」等の資料を活用し、自分の体の大切なところ、SNS等に起因する性犯罪、デートDV等の内容を取り上げ、各学校において発達の段階に応じた取組が実施された。また、研究指定を受けた学校による取組事例を共有し、取組の充実を図った。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施 15校 |

| No.45 性犯罪・性暴力被害の相談窓口整備 | | | | |
|------------------------|--|--|------|--------------------|
| 事業内容 | 性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。 | | | |
| 人権平和課 | 事業目標 | あらゆる性に対する性犯罪や性暴力被害について研修等により必要な支援について習得し、オンライン相談や男性相談員と女性相談員の選択を可能にするなど相談しやすい環境を整備する。 | 数値目標 | 性暴力に関する研修の参加1回 |
| | 事業実績 | 前年に引き続き、にじいろ相談等の相談事業に、オンライン相談を実施した。相談業務を担当する職員が性暴力被害者の支援研修を1回受講し、性犯罪や性暴力被害の対応について学んだ。 | 数値実績 | 性暴力に関する研修の参加1回 |
| 生活福祉課 | 事業目標 | 関係機関と連携し、被害者に適した制度につなぎます。 | 数値目標 | 関係機関との連携数(延数)380件 |
| | 事業実績 | 令和5年度に引き続き子育て中の方や高齢者から、精神的暴力・経済搾取に関する相談を受け、子育て相談室や高齢福祉課との連携を実施したが、DVに関する相談件数が減少した結果、調整件数も減少した。必要に応じて被害者に適した制度につないだ。 | 数値実績 | 関係機関との連携数(延数)403件 |
| 学校指導課 | 事業目標 | 市立小・中学校では、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制を構築するとともに、定期的に相談窓口一覧を児童・生徒へ配布するなどして、啓発に努める。 | 数値目標 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |
| | 事業実績 | 市内15校すべての小・中学校において、スクールカウンセラーを含めた組織的な相談体制が整っている。また、学期ごとに相談窓口一覧をすべての児童・生徒へ配布し周知・啓発に努めた。さらに、「国分寺市 相談先・支援機関リーフレット」を作成し、夏季休業日前に、全児童・生徒に配布した。 | 数値実績 | 市立小・中学校15校全校で実施15校 |

| 課題6 施策5 施策評価 | | |
|--------------|--|---|
| 専門委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.44(人権平和課)について、男女平等推進に対する評価は「3」が相当である。 ・事業No.44(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、「3」が相当である。 ・事業No.45(人権平和課)について、研修は、誰が学んだのか、人数等具体的な内容を事業実績に記載されたい。【→事業実績に追記済】 ・実績No.45(学校指導課)について、目標を上回っていないので、目標に対する評価は「2」とする。男女平等推進に対する評価は、実績に新しい取組の記載があり、効果がある内容なので「3」とする。 | B |
| 推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業No.44(学校指導課)について、安全教育の研究指定とは、どのような内容なのか。性犯罪被害被害者の支援ということが分かるように事業実績に記載されたい。記載なければ男女平等推進に対する評価は「2」が相当である。【→事業実績に追記済】 ・事業No.45(学校指導課)について、事業実績の内容では男女平等推進に関わっているのか不明。男女平等推進へのかわりを記載されたい。リーフレットの配布だけでは、男女平等推進に対する評価は「2」が相当である。 | B |
| 推進協議会 | 両委員会の評価を踏まえ、協議会としても同様の評価とする。 | B |

V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。
(実績は令和7年4月1日時点)

| | 項目 | 計画策定時 | 成果目標 | 実績 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 課題1 | 庁内の男性職員の育児休業取得率 | 8% (平成27年度) | 20% (令和6年度) | 53.8% (令和6年度末) |
| | 庁内の超過勤務の縮減 | 一人あたり 月8.3時間 (平成27年度) | 一人あたり 月6.4時間 (令和6年度末) | 一人あたり 月9.0時間 (令和6年度末) |
| 課題2 | 審議会等委員に占める女性の割合 | 32% (平成27年度) | 40%以上 (令和6年度) | 38.3% (令和7年度) |
| | [庁内の女性職員の登用] 管理職(課長以上)に占める女性の割合 | 10.1% (平成27年度) | 20% (令和6年度) | 17.5% (令和7年度) |
| | [庁内の女性職員の登用] 係長職に占める女性の割合 | 28.2% (平成27年度) | 35% (令和6年度) | 23.1% (令和7年度) |
| | 防災会議の委員に占める女性の割合 | 9.1% (平成27年度) | 30%以上 (令和6年度) | 12.5% (令和7年度) |
| | 保育所待機児童数 | 88人 (平成27年度) | 解消 (令和6年度) | 9人 (令和7年度) |

VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

〈審議会等に占める女性の割合〉

令和7年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料等より作成

| 名称 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|-----------|-------|------|-------|------|-------|
| | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 行政委員会 | 29 | 23 | 79.3% | 6 | 20.7% |
| 条例設置の委員会等 | 496 | 347 | 70.0% | 149 | 30.0% |
| 要綱設置の委員会等 | 772 | 430 | 55.7% | 342 | 44.3% |
| 計 | 1,297 | 800 | 61.7% | 497 | 38.3% |

①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和7年4月1日現在

| 名称 | 庶務担当課 | 根拠法令 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | |
|-------------|------------|------------------------------------|-----|------|--------|------|-------|
| | | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 教育委員会 | 教育総務課 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 | 地方自治法第181条 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例 | 15 | 13 | 86.7% | 2 | 13.3% |
| 固定資産評価審査委員会 | 情報管理課 | 地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 監査委員 | 監査委員事務局 | 地方自治法第195条 | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% |
| 計 | | | 29 | 23 | 79.3% | 6 | 20.7% |

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3)

令和7年4月1日現在

| 所管課 | 法律又は条例設置の附属機関名 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | | |
|-----|----------------|--------------------------|------|-----|--------|-----|-------|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 1 | 情報管理課 | 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 2 | 情報管理課 | 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会 | 8 | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% |
| 3 | 政策経営課 | 国分寺市行政改革推進委員会 | 8 | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% |
| 4 | 公共施設マネジメント課 | 国分寺市現庁舎用地利活用事業事業者選定審査委員会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 5 | 政策法務課 | 国分寺市オンブズパーソン | 2 | 1 | 50.0% | 1 | 50.0% |
| 6 | 政策法務課 | 国分寺市政治倫理審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 7 | 政策法務課 | 国分寺市行政不服審査会 | 5 | 3 | 60.0% | 2 | 40.0% |
| 8 | 財政課 | 国分寺市補助金等審査会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 9 | 秘書課 | 国分寺市表彰審査委員会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 10 | 契約管財課 | 国分寺市公共調達委員会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 11 | 職員課 | 非常勤職員等公務災害補償等審査会 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 12 | 職員課 | 国分寺市職員倫理審査会 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 13 | 職員課 | 国分寺市特別職報酬等審議会 | 9 | 9 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 14 | 職員課 | 国分寺市職員懲戒審査会 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 15 | 職員課 | 国分寺市公益監察員 | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 16 | 防災安全課 | 国分寺市防災会議 | 32 | 28 | 87.5% | 4 | 12.5% |
| 17 | 防災安全課 | 国分寺市国民保護協議会 | 32 | 27 | 84.4% | 5 | 15.6% |
| 18 | 経済課 | 国分寺市小口事業資金融資審査会 | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 19 | 経済課 | 国分寺市認定農業者審査会 | 4 | 4 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 20 | 経済課 | 国分寺市消費生活審議会 | 6 | 2 | 33.3% | 4 | 66.7% |
| 21 | 経済課 | 国分寺市被害者救済委員会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 22 | 人権平和課 | 国分寺市男女平等推進委員会 | 9 | 3 | 33.3% | 6 | 66.7% |
| 23 | 地域共生推進課 | 国分寺市民生委員推薦会 | 10 | 8 | 80.0% | 2 | 20.0% |
| 24 | 保険年金課 | 国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 | 16 | 11 | 68.8% | 5 | 31.3% |
| 25 | 健康推進課 | 国分寺市予防接種健康被害調査委員会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 26 | 障害福祉課 | 国分寺市障害者施策推進協議会 | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| 27 | 障害福祉課 | 国分寺市障害支援区分認定審査会 | 10 | 7 | 70.0% | 3 | 30.0% |
| 28 | 高齢福祉課 | 国分寺市地域包括支援センター運営協議会 | 13 | 7 | 53.8% | 6 | 46.2% |
| 29 | 高齢福祉課 | 国分寺市老人ホーム入所判定委員会 | 5 | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% |
| 30 | 高齢福祉課 | 国分寺市介護保険運営協議会 | 15 | 9 | 60.0% | 6 | 40.0% |
| 31 | 高齢福祉課 | 国分寺市介護認定審査会 | 54 | 31 | 57.4% | 23 | 42.6% |
| 32 | 子ども若者計画課 | 国分寺市子ども・子育て会議 | 11 | 7 | 63.6% | 4 | 36.4% |
| 33 | 子ども若者計画課 | 国分寺市青少年問題協議会 | 11 | 7 | 63.6% | 4 | 36.4% |
| 34 | 環境経営課 | 国分寺市環境審議会 | 11 | 6 | 54.5% | 5 | 45.5% |
| 35 | まちづくり計画課 | 国分寺市都市計画審議会 | 16 | 12 | 75.0% | 4 | 25.0% |
| 36 | まちづくり推進課 | 国分寺市まちづくり市民会議 | 13 | 10 | 76.9% | 3 | 23.1% |
| 37 | まちづくり推進課 | 国分寺市開発事業調停委員会 | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% |
| 38 | 建築指導課 | 国分寺市建築審査会 | 5 | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% |
| 39 | 建設事業課 | 国分寺市財産価格審議会 | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| 40 | 交通対策課 | 国分寺市交通安全対策協議会 | 15 | 15 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 41 | 緑と公園課 | 国分寺市湧水等保全審議会 | 4 | 4 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 42 | 緑と公園課 | 国分寺市緑化推進協議会 | 14 | 10 | 71.4% | 4 | 28.6% |
| 43 | ごみ減量推進課 | 国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会 | 16 | 9 | 56.3% | 7 | 43.8% |
| 44 | 学校指導課 | いじめ防止対策審議会 | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% |
| 45 | 社会教育課 | 国分寺市青少年委員 | 15 | 6 | 40.0% | 9 | 60.0% |
| 46 | 社会教育課 | 国分寺市社会教育委員 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% |
| 47 | ふるさと文化財課 | 国分寺市文化財保護審議会 | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| 48 | ふるさと文化財課 | 国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会 | 10 | 10 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 49 | 公民館課 | 国分寺市公民館運営審議会 | 11 | 6 | 54.5% | 5 | 45.5% |
| 50 | 図書館課 | 国分寺市図書館運営協議会 | 9 | 6 | 66.7% | 3 | 33.3% |
| | | 計 | 496 | 347 | 70.0% | 149 | 30.0% |

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和7年4月1日現在

| 所管課 | 要綱設置の委員会名 | 委員数 | うち男性 | | うち女性 | | |
|-----|-----------|--|------|-----|--------|-----|-------|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | |
| 1 | 契約管財課 | 国分寺市指定管理者候補者選定委員会 | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| 2 | 契約管財課 | 国分寺市指定管理者評価委員会 | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| 3 | 経済課 | 国分寺市認定農業者相談支援チーム | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 4 | 経済課 | 国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会 | 7 | 7 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 5 | 経済課 | 国分寺市就労支援地域連絡会 | 9 | 6 | 66.7% | 3 | 33.3% |
| 6 | 経済課 | 国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会 | 14 | 11 | 78.6% | 3 | 21.4% |
| 7 | 経済課 | 国分寺市消費者見守りネットワーク協議会 | 18 | 5 | 27.8% | 13 | 72.2% |
| 8 | 経済課 | 第四次国分寺市農業振興計画策定検討委員会 | 18 | 14 | 77.8% | 4 | 22.2% |
| 9 | 協働コミュニティ課 | 国分寺市協働事業審査会 | 9 | 6 | 66.7% | 3 | 33.3% |
| 10 | 文化振興課 | 国分寺市芸術文化振興事業審査会 | 7 | 6 | 85.7% | 1 | 14.3% |
| 11 | 文化振興課 | 国分寺市立いずみホール運営委員会 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 42.9% |
| 12 | 文化振興課 | 国分寺市文化振興市民会議 | 8 | 2 | 25.0% | 6 | 75.0% |
| 13 | 人権平和課 | 男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」編集委員会 | 7 | 2 | 28.6% | 5 | 71.4% |
| 14 | スポーツ振興課 | 国分寺市スポーツ推進委員 | 16 | 9 | 56.3% | 7 | 43.8% |
| 15 | 地域共生推進課 | 国分寺市地域福祉推進協議会 | 57 | 25 | 43.9% | 32 | 56.1% |
| 16 | 健康推進課 | 国分寺市健康増進計画評価等委員会 | 7 | 3 | 42.9% | 4 | 57.1% |
| 17 | 健康推進課 | (仮称)国分寺市災害医療救護計画策定検討委員会 | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| 18 | 健康推進課 | 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議 | 16 | 13 | 81.3% | 3 | 18.8% |
| 19 | 障害福祉課 | 国分寺市障害者地域自立支援協議会 | 22 | 11 | 50.0% | 11 | 50.0% |
| 20 | 障害福祉課 | 国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議 | 17 | 13 | 76.5% | 4 | 23.5% |
| 21 | 障害福祉課 | 国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議 | 22 | 12 | 54.5% | 10 | 45.5% |
| 22 | 障害福祉課 | 国分寺市医療的ケア児支援関係者会議 | 18 | 6 | 33.3% | 12 | 66.7% |
| 23 | 高齢福祉課 | 国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議 | 17 | 13 | 76.5% | 4 | 23.5% |
| 24 | 高齢福祉課 | 国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議 | 20 | 10 | 50.0% | 10 | 50.0% |
| 25 | 高齢福祉課 | 国分寺市地域ケア会議 | 26 | 14 | 53.8% | 12 | 46.2% |
| 26 | 高齢福祉課 | 国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会 | 6 | 3 | 50.0% | 3 | 50.0% |
| 27 | 高齢福祉課 | 国分寺市生きがい推進事業協議会 | 11 | 5 | 45.5% | 6 | 54.5% |
| 28 | 高齢福祉課 | 国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議 | 15 | 10 | 66.7% | 5 | 33.3% |
| 29 | 子ども若者計画課 | 国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議 | 22 | 9 | 40.9% | 13 | 59.1% |
| 30 | 子ども若者計画課 | 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会 | 13 | 5 | 38.5% | 8 | 61.5% |
| 31 | 保育幼稚園課 | 国分寺市医療的ケア児保育事業受入等検討会 | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 32 | 子育て相談室 | 国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 | 20 | 15 | 75.0% | 5 | 25.0% |
| 33 | 子育て相談室 | 国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 | 19 | 11 | 57.9% | 8 | 42.1% |
| 34 | 子育て相談室 | 国分寺市子どもの歯を守る連絡会 | 12 | 5 | 41.7% | 7 | 58.3% |
| 35 | 環境経営課 | 国分寺市環境推進管理委員会 | 12 | 7 | 58.3% | 5 | 41.7% |
| 36 | まちづくり計画課 | 国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会 | 22 | 17 | 77.3% | 5 | 22.7% |
| 37 | まちづくり推進課 | 国分寺市まちづくり推進会議 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 38 | 交通対策課 | 国分寺市地域公共交通会議 | 12 | 12 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 39 | 環境対策課 | 国分寺市清掃センター周辺地元協議会 | 12 | 10 | 83.3% | 2 | 16.7% |
| 40 | ごみ減量推進課 | 国分寺市廃棄物減量等推進委員会 | 52 | 23 | 44.2% | 29 | 55.8% |
| 41 | 学校指導課 | 国分寺市立第一小学校コミュニティ・スクール協議会 | 7 | 2 | 28.6% | 5 | 71.4% |
| 42 | 学校指導課 | 国分寺市立第二小学校コミュニティ・スクール協議会 | 6 | 4 | 66.7% | 2 | 33.3% |
| 43 | 学校指導課 | 国分寺市立第三小学校コミュニティ・スクール協議会 | 8 | 3 | 37.5% | 5 | 62.5% |
| 44 | 学校指導課 | 国分寺市立第四小学校・国分寺市立第四中学校コミュニティ・スクール協議会 | 13 | 6 | 46.2% | 7 | 53.8% |
| 45 | 学校指導課 | 国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会 | 8 | 6 | 75.0% | 2 | 25.0% |
| 46 | 学校指導課 | 国分寺市立第六小学校・国分寺市立第十小学校・国分寺市立第五中学校コミュニティ・スクール協議会 | 21 | 11 | 52.4% | 10 | 47.6% |
| 47 | 学校指導課 | 国分寺市立第七小学校・国分寺市立第二中学校コミュニティ・スクール協議会 | 12 | 6 | 50.0% | 6 | 50.0% |
| 48 | 学校指導課 | 国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会 | 8 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% |
| 49 | 学校指導課 | 国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会 | 7 | 2 | 28.6% | 5 | 71.4% |
| 50 | 学校指導課 | 国分寺市立第一中学校コミュニティ・スクール協議会 | 8 | 4 | 50.0% | 4 | 50.0% |
| 51 | 学校指導課 | 国分寺市立第三中学校コミュニティ・スクール協議会 | 7 | 4 | 57.1% | 3 | 42.9% |
| 52 | 市史編さん室 | 国分寺市市史編さん推進委員会 | 12 | 11 | 91.7% | 1 | 8.3% |
| 53 | 公民館課 | 国分寺市立本多公民館運営サポート会議 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% |
| 54 | 公民館課 | 国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議 | 10 | 3 | 30.0% | 7 | 70.0% |
| 55 | 公民館課 | 国分寺市立光公民館運営サポート会議 | 10 | 1 | 10.0% | 9 | 90.0% |
| 56 | 公民館課 | 国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議 | 10 | 5 | 50.0% | 5 | 50.0% |
| 57 | 公民館課 | 国分寺市立並木公民館運営サポート会議 | 10 | 2 | 20.0% | 8 | 80.0% |
| | | 計 | 772 | 430 | 55.7% | 342 | 44.3% |

〈市内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

| 市町村名 | 管理職 総数(A) | うち 女性 | 割合 | 係長級 総数(B) | うち 女性 | 割合 | 職員総数 (AB除く)(C) | うち 女性 | 割合 | 総数 (A+B+C) | うち 女性 | 割合 |
|-------|--------------|----------|-------|--------------|----------|-------|-------------------|----------|-------|---------------|----------|-------|
| 八王子市 | 130 | 19 | 14.6% | 400 | 64 | 16.0% | 1261 | 597 | 47.3% | 1791 | 680 | 38.0% |
| 立川市 | 70 | 11 | 15.7% | 188 | 41 | 21.8% | 453 | 186 | 41.1% | 711 | 238 | 33.5% |
| 武蔵野市 | 82 | 11 | 13.4% | 165 | 66 | 40.0% | 392 | 241 | 61.5% | 639 | 318 | 49.8% |
| 三鷹市 | 105 | 18 | 17.1% | 151 | 52 | 34.4% | 408 | 225 | 55.1% | 664 | 295 | 44.4% |
| 青梅市 | 61 | 3 | 4.9% | 149 | 22 | 14.8% | 391 | 157 | 40.2% | 601 | 182 | 30.3% |
| 府中市 | 132 | 19 | 14.4% | 173 | 34 | 19.7% | 612 | 360 | 58.8% | 917 | 413 | 45.0% |
| 昭島市 | 68 | 25 | 36.8% | 121 | 48 | 39.7% | 339 | 180 | 53.1% | 528 | 253 | 47.9% |
| 調布市 | 146 | 22 | 15.1% | 168 | 58 | 34.5% | 582 | 324 | 55.7% | 896 | 404 | 45.1% |
| 町田市 | 137 | 16 | 11.7% | 390 | 102 | 26.2% | 1008 | 522 | 51.8% | 1535 | 640 | 41.7% |
| 小金井市 | 56 | 12 | 21.4% | 98 | 17 | 17.3% | 254 | 115 | 45.3% | 408 | 144 | 35.3% |
| 小平市 | 105 | 17 | 16.2% | 130 | 39 | 30.0% | 413 | 157 | 38.0% | 648 | 213 | 32.9% |
| 日野市 | 99 | 21 | 21.2% | 115 | 31 | 27.0% | 490 | 229 | 46.7% | 704 | 281 | 39.9% |
| 東村山市 | 89 | 13 | 14.6% | 178 | 45 | 25.3% | 387 | 197 | 50.9% | 654 | 255 | 39.0% |
| 国分寺市 | 57 | 10 | 17.5% | 130 | 30 | 23.1% | 302 | 144 | 47.7% | 489 | 184 | 37.6% |
| 国立市 | 47 | 3 | 6.4% | 101 | 19 | 18.8% | 191 | 82 | 42.9% | 339 | 104 | 30.7% |
| 福生市 | 57 | 8 | 14.0% | 101 | 35 | 34.7% | 210 | 98 | 46.7% | 368 | 141 | 38.3% |
| 狛江市 | 52 | 4 | 7.7% | 60 | 16 | 26.7% | 195 | 103 | 52.8% | 307 | 123 | 40.1% |
| 東大和市 | 56 | 6 | 10.7% | 94 | 14 | 14.9% | 242 | 114 | 47.1% | 392 | 134 | 34.2% |
| 清瀬市 | 48 | 6 | 12.5% | 87 | 16 | 18.4% | 187 | 110 | 58.8% | 322 | 132 | 41.0% |
| 東久留米市 | 44 | 5 | 11.4% | 91 | 12 | 13.2% | 285 | 146 | 51.2% | 420 | 163 | 38.8% |
| 武蔵村山市 | 55 | 7 | 12.7% | 83 | 14 | 16.9% | 218 | 87 | 39.9% | 356 | 108 | 30.3% |
| 多摩市 | 70 | 10 | 14.3% | 150 | 42 | 28.0% | 477 | 261 | 54.7% | 697 | 313 | 44.9% |
| 稲城市 | 53 | 12 | 22.6% | 91 | 14 | 15.4% | 243 | 113 | 46.5% | 387 | 139 | 35.9% |
| 羽村市 | 47 | 4 | 8.5% | 83 | 27 | 32.5% | 191 | 92 | 48.2% | 321 | 123 | 38.3% |
| あきる野市 | 55 | 6 | 10.9% | 99 | 27 | 27.3% | 269 | 121 | 45.0% | 423 | 154 | 36.4% |
| 西東京市 | 65 | 10 | 15.4% | 183 | 59 | 32.2% | 474 | 248 | 52.3% | 722 | 317 | 43.9% |
| 東京都 | 1942 | 389 | 20.0% | 5464 | 2162 | 39.6% | 13169 | 7062 | 53.6% | 20575 | 9613 | 46.7% |

令和7年4月1日現在(※東京都については令和6年4月1日現在)

※東京都生活文化局スポーツ局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況(令和7年度)」より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員(会長を含む)の男女構成比 (26市比較)

| 市町村名 | 防災会議 委員総数(人) | うち女性 委員数(人) | 女性割合 | 市町村名 | 防災会議 委員総数(人) | うち女性 委員数(人) | 女性割合 |
|------|-----------------|----------------|------|-------|-----------------|----------------|------|
| 八王子市 | 48 | 9 | 18.8 | 国分寺市 | 32 | 4 | 12.5 |
| 立川市 | 43 | 6 | 14.0 | 国立市 | 25 | 4 | 16.0 |
| 武蔵野市 | 28 | 2 | 7.1 | 福生市 | 30 | 3 | 10.0 |
| 三鷹市 | 40 | 7 | 17.5 | 狛江市 | 29 | 9 | 31.0 |
| 青梅市 | 36 | 6 | 16.7 | 東大和市 | 25 | 2 | 8.0 |
| 府中市 | 30 | 3 | 10.0 | 清瀬市 | 26 | 7 | 26.9 |
| 昭島市 | 38 | 7 | 18.4 | 東久留米市 | 21 | 2 | 9.5 |
| 調布市 | 34 | 4 | 11.8 | 武蔵村山市 | 30 | 10 | 33.3 |
| 町田市 | 38 | 4 | 10.5 | 多摩市 | 26 | 4 | 15.4 |
| 小金井市 | 29 | 9 | 31.0 | 稲城市 | 19 | 3 | 15.8 |
| 小平市 | 33 | 7 | 21.2 | 羽村市 | 28 | 2 | 7.1 |
| 日野市 | 27 | 7 | 25.9 | あきる野市 | 36 | 3 | 8.3 |
| 東村山市 | 33 | 7 | 21.2 | 西東京市 | 35 | 5 | 14.3 |

※内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和7年度)」(市区町村編)より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数 (26市比較)

| 市町村名 | 令和7年4月1日 | | | | 令和6年4月1日 | | | | 増減 | | | |
|-------|-------------|-----------------|-------------------|-----------|-------------|-----------------|-------------------|-----------|-------------|-----------------|-------------------|-----------|
| | 就学前 児童人口 | 保育サービス 利用児童数 | 保育 サービス 利用率 | 待機 児童数 | 就学前 児童人口 | 保育サービス 利用児童数 | 保育 サービス 利用率 | 待機 児童数 | 就学前 児童人口 | 保育サービス 利用児童数 | 保育 サービス 利用率 | 待機 児童数 |
| 八王子市 | 17,884 | 10,735 | 60.0% | 24 | 18,770 | 10,845 | 57.8% | 15 | △ 886 | △ 110 | 2.2% | 9 |
| 立川市 | 7,267 | 3,983 | 54.8% | 8 | 7,550 | 3,985 | 52.8% | 9 | △ 283 | △ 2 | 2.0% | △ 1 |
| 武蔵野市 | 5,955 | 3,238 | 54.4% | 0 | 6,271 | 3,317 | 52.9% | 0 | △ 316 | △ 79 | 1.5% | 0 |
| 三鷹市 | 7,620 | 4,377 | 57.4% | 0 | 8,052 | 4,432 | 55.0% | 0 | △ 432 | △ 55 | 2.4% | 0 |
| 青梅市 | 3,680 | 2,703 | 73.5% | 2 | 3,807 | 2,714 | 71.3% | 2 | △ 127 | △ 11 | 2.2% | 0 |
| 府中市 | 10,155 | 6,204 | 61.1% | 13 | 10,517 | 6,070 | 57.7% | 0 | △ 362 | 134 | 3.4% | 13 |
| 昭島市 | 4,808 | 3,068 | 63.8% | 3 | 4,903 | 3,028 | 61.8% | 16 | △ 95 | 40 | 2.0% | △ 13 |
| 調布市 | 9,902 | 6,217 | 62.8% | 8 | 10,336 | 6,283 | 60.8% | 13 | △ 434 | △ 66 | 2.0% | △ 5 |
| 町田市 | 15,746 | 9,011 | 57.2% | 40 | 16,239 | 8,849 | 54.5% | 28 | △ 493 | 162 | 2.7% | 12 |
| 小金井市 | 5,609 | 3,541 | 63.1% | 6 | 5,850 | 3,532 | 60.4% | 0 | △ 241 | 9 | 2.7% | 6 |
| 小平市 | 8,317 | 4,807 | 57.8% | 0 | 8,844 | 4,800 | 54.3% | 0 | △ 527 | 7 | 3.5% | 0 |
| 日野市 | 7,651 | 4,491 | 58.7% | 30 | 7,898 | 4,457 | 56.4% | 26 | △ 247 | 34 | 2.3% | 4 |
| 東村山市 | 5,792 | 3,219 | 55.6% | 7 | 6,034 | 3,216 | 53.3% | 18 | △ 242 | 3 | 2.3% | △ 11 |
| 国分寺市 | 5,870 | 3,459 | 58.9% | 9 | 6,080 | 3,452 | 56.8% | 24 | △ 210 | 7 | 2.1% | △ 15 |
| 国立市 | 2,653 | 1,570 | 59.2% | 12 | 2,809 | 1,596 | 56.8% | 16 | △ 156 | △ 26 | 2.4% | △ 4 |
| 福生市 | 1,763 | 1,313 | 74.5% | 0 | 1,795 | 1,288 | 71.8% | 0 | △ 32 | 25 | 2.7% | 0 |
| 狛江市 | 3,334 | 2,026 | 60.8% | 7 | 3,457 | 2,057 | 59.5% | 12 | △ 123 | △ 31 | 1.3% | △ 5 |
| 東大和市 | 3,305 | 2,111 | 63.9% | 0 | 3,395 | 2,076 | 61.1% | 0 | △ 90 | 35 | 2.8% | 0 |
| 清瀬市 | 2,874 | 1,480 | 51.5% | 19 | 2,902 | 1,448 | 49.9% | 9 | △ 28 | 32 | 1.6% | 10 |
| 東久留米市 | 4,467 | 2,606 | 58.3% | 0 | 4,667 | 2,662 | 57.0% | 0 | △ 200 | △ 56 | 1.3% | 0 |
| 武蔵村山市 | 2,583 | 1,685 | 65.2% | 0 | 2,760 | 1,720 | 62.3% | 10 | △ 177 | △ 35 | 2.9% | △ 10 |
| 多摩市 | 4,819 | 3,050 | 63.3% | 2 | 4,946 | 2,946 | 59.6% | 7 | △ 127 | 104 | 3.7% | △ 5 |
| 稲城市 | 4,274 | 2,667 | 62.4% | 16 | 4,479 | 2,626 | 58.6% | 7 | △ 205 | 41 | 3.8% | 9 |
| 羽村市 | 1,847 | 1,314 | 71.1% | 4 | 1,930 | 1,348 | 69.8% | 0 | △ 83 | △ 34 | 1.3% | 4 |
| あきる野市 | 2,735 | 1,787 | 65.3% | 5 | 2,830 | 1,806 | 63.8% | 8 | △ 95 | △ 19 | 1.5% | △ 3 |
| 西東京市 | 8,111 | 4,549 | 56.1% | 3 | 8,521 | 4,567 | 53.6% | 5 | △ 410 | △ 18 | 2.5% | △ 2 |

※東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課「令和7年度都内の保育サービスの状況について」より作成

Ⅶ 参考資料

資料No.1 令和7年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

| | 開催日 | 主な検討内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和7年5月13日 | 諮問 令和6年度事業報告 令和7年度事業予定 |
| 第2回 | 令和7年8月26日 | 令和6年度進捗状況評価 |
| 第3回 | 令和7年9月30日 | 令和6年度進捗状況評価 第3次国分寺市男女平等推進行動計画施策事業目標に対する意見聴取 |
| 第4回 | 令和7年10月30日 | 第3次国分寺市男女平等推進行動計画施策事業目標に対する意見聴取 |
| 第5回 | 令和7年12月16日 | 第3次国分寺市男女平等推進行動計画施策事業の評価方法に対する意見聴取 答申案審議 |
| — | 令和8年1月20日 | 答申 |

令和7年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日)

| 氏名 | 所属等 | 選出区分 |
|----------|----------------|--------------------------------|
| ○富永 順子 | 国分寺カウンセリング勉強会 | 1号委員（男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表） |
| 横田 砂恵子 | こくぶんじ性と生をまなぶかい | |
| 若島 礼子 | 国際ソロプチミスト国分寺 | |
| 青木 智子 | 一般市民公募 | 2号委員（公募市民） |
| 富本 蒼 | 一般市民公募 | |
| 田中 英之 | 一般市民公募 | |
| ◎甲斐田 きよみ | 文京学院大学准教授 | 3号委員 (識見を有する者) |
| 中田 雅久 | 弁護士 | |
| 橋本 弥記 | 国分寺市立第五小学校元校長 | |

◎…委員長 ○…副委員長

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和8年2月13日 | 施策別推進状況評価 第3次国分寺市男女平等推進行動計画 施策事業目標 及び評価方法に関する検討 |

令和7年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

| 役職 | 氏名 |
|---------|---------|
| 副市長 | ◎塩野目 龍一 |
| 政策部長 | 村越 隆治 |
| 総務部長 | 宮本 学 |
| 市民生活部長 | ○杉本 守啓 |
| 健康部長 | 新井 宏伸 |
| 福祉部長 | 玉井 理加 |
| 子ども家庭部長 | 石丸 明子 |
| 教育部長 | 日高 久善 |

◎…会長 ○…副会長

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

| | 開催日 | 検討内容 |
|-----|-----------|-----------|
| 第1回 | 令和7年7月10日 | 施策別推進状況評価 |

令和7年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日)

| 所属 | 氏名 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 政策部市政戦略室まちの魅力企画担当係長 | 岩田 健司 |
| 政策部財政課財政担当係長 | ○佐々木 理絵子 |
| 総務部防災安全課 | 眞鍋 あずさ(R7.7.31まで) 宮崎 順也(R7.8.1から) |
| 市民生活部市民課主任 | 成田 裕子 |
| 市民生活部協働コミュニティ課主任 | 堀田 恵里 |
| 健康部地域共生推進課地域共生推進担当係長 | 重田 晋作 |
| 福祉部生活福祉課主任 | 高橋 健太郎 |
| 福祉部高齢福祉課計画・事業推進係長 | 清水 邦治 |
| 子ども家庭部保育幼稚園課給付管理係長 | ◎児玉 宏作 |
| 子ども家庭部子ども子育て支援課 | 新 大毅 |
| 教育部教育総務課 | 河合 然太 |
| 教育部社会教育課 | 東岡 明佳 |
| 教育部ふるさと文化財課 | 高橋 喜子 |
| 教育部図書館課 | 田中 美音 |

◎…委員長 ○…副委員長

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 8 条）

第 3 章 基本的施策（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 具体的施策（第 11 条—第 17 条）

第 5 章 男女平等推進センター（第 18 条—第 22 条）

第 6 章 苦情等への対応（第 23 条・第 24 条）

第 7 章 男女平等推進委員会（第 25 条・第 26 条）

第 8 章 雑則（第 27 条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和 63 年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進す

ることにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。

(2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。

(3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。

(4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。

(2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

(3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

(4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条（定義）第4項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・令和3年条例第31号・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更にあたっては、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第 10 条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第 4 章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第 11 条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第 12 条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第 13 条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第 14 条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第 15 条 市は、附属機関等の委員の構成にあたっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第 17 条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 男女平等推進センター

(設置)

第 18 条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

（位置）

第 19 条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目 46 番地 8

（愛称）

第 20 条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

（事業）

第 21 条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

（管理及び運営）

第 22 条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第 6 章 苦情等への対応

（施策への苦情又は改善提案の申出への対応）

第 23 条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

（性別に起因する人権侵害に係る相談への対応）

第 24 条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第 7 章 男女平等推進委員会

（男女平等推進委員会の設置及び組織）

第 25 条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。

- (2) 男女平等推進行動計画の進ちよく状況に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4 人以内
- (2) 公募により選出された市民 3 人以内
- (3) 識見を有する者 3 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 26 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成 11 年条例第 26 号）第 5 条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成 25 年条例第 42 号・平成 29 年条例第 30 号・一部改正)

第 8 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第 9 条第 1 項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。
- (国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)
- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成 3 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第42号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

[以下略]

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 政策部 2人以内

(2) 総務部 1人

(3) 市民生活部 2人以内

(4) 健康部 1人

(5) 福祉部 2人以内

(6) 子ども家庭部 2人以内

(7) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改、平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必

要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成 16 年訓令第 24 号・追加、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 14 条繰上・一部改正）

（庶務）

第 12 条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成 14 年訓令第 5 号・一部改正、平成 16 年訓令第 24 号・旧第 10 条繰下・一部改正、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 15 条繰上、平成 26 年訓令第 16 号・平成 30 年訓令第 11 号・一部改正）

（委任）

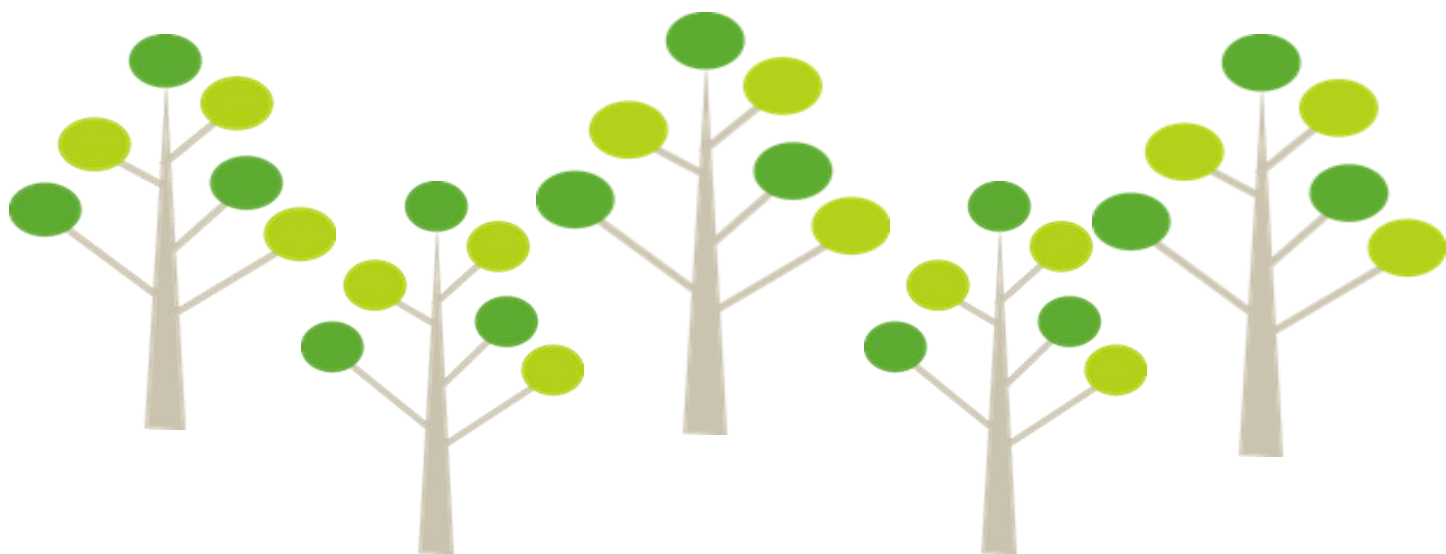
第 13 条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（平成 16 年訓令第 24 号・旧第 11 条繰下・一部改正、平成 19 年訓令第 25 号・旧第 16 条繰上）

附 則

この訓令は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

[以下略]



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和6年度進捗状況評価報告書

令和8年3月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市泉町2-2-18

電話：042-312-8693

FAX：042-325-1380